

小右記訓読稿 第四編 (二)

松原 輝美

古日記輪読会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 大森 芳江

凡 例

- 一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記(東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷)を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本(同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月)、内閣文庫蔵本を適宜参照した。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特

- 一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。
- 一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。
- 一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにほぼ仮名書きに改めた。
 - 惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||その 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもごも 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばらくして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||やや久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささか 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり 嗟呼||ああ 宛||あたかも
- 一 小見出しは、「」を付して示した。
- 一 割り注は、へを付して示した。
- 一 人名の傍注は、()を付して示した。
- 一 年月等を補う時は、へを付して示した。
- 一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□:□(二字以上)のような形で示し

た。

一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。

一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に

一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監

修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合

は、その出典を明記しなかった。

寛弘八年

〔御法事の日の人の装束の事〕

八月一日、壬寅。四条大納言（藤原公任）告送して云ふ、「頭弁

（源道方）示送し、『明日の御法事鈍色を着るべし』といへり。

これを為すこと如何」と云々。「先日のために依り、綾の表衣・

青朽葉の下襲・青鈍色の表袴を着る。而るを忽に斯の告有り。今

に至りては何をか為さん。左府（藤原道長）の定め時に臨んで変

改す。二襲を設くるの人に非ざれば、反掌の定め従ひ難し」とい

へるなり。（藤原）資平内並びに院に参らしめ、装束の案内を聞

かしめんとするに、民部大輔（藤原）為任⁽¹⁾、（三善）興光朝臣

を以つて示送の事等有り。「一昨日、頭の馬頭（藤原通任⁽²⁾）興

光朝臣を以つて告ぐるに同旨を以つてす。慮外の天恩の氣有り」

と云々⁽³⁾。資平内より退出して云ふ、「明日院に参るの人、鈍色

を着るべく、左府の氣色有り」と。然りと雖も只今は何をか為さ

んや。

〔故院の御法事の事〕

二日、癸卯。源宰相（頼定⁽⁴⁾）告送して云ふ、「鈍色を着るべき

の事、彼是に案内するに、左府命ぜられて云ふ、『御傍親並びに

院司の外は、任意たるべし』といへり。又既に先日の定め有り、

当日何ぞ定むること有らんや。はなはだ奇なる事なり。未の剋院

に参りへ綾の冠・綾の表衣・縑の青鈍の下襲・青鈍の表袴を着

る、殿上の饗⁽⁵⁾へ机に着く。右大臣（藤原顕光）已下、笏を

置き釵を解きて座に在り。内大臣（藤原公季）、余相共に参入し、

殿上の戸外に於いて、釵を解き参上し、案内を取るに、笏を置き

釵を解くべきの定め有り。件の事、前例分明ならずと云々。今日

の儀、御在所の御簾・御帳・御障子を撤し、金色等身の三尊（釈

迦如来・阿弥陀如来・弥勒菩薩。皆御存生の御願）を安置し、仏

具等へ仏供の名香、行香等の机・雑具・幡は相府の家を用ふ。こ

れ推量なり。新調に非ず有り。書写の金泥の法花経・心経、又

御装束有り、同じく机に置く。高座・礼盤等を立て、又殿中に七

僧・百僧の座を敷き、上達部は南の又庇に在り。南殿の庭に御誦

經の幄を立て、南殿の御隔子を上げて遠望す。未の終りの剋ばかり鐘を打ち、諸卿御前の座に着く。諸僧の行道並びに供養の仏經等恒の如しへ堂童子、左右のおの四位二人、五位二人。七僧へ権僧正慶円・前大僧正院源へ講師、大僧都明救へ三礼、大僧都隆円へ読師、前少僧都尋光へ唄、律師尋円へ散花、内供定基へ堂達へ法服用り。百僧の中に、僧綱等有るも、違記すること能はず。御誦經、本院、次いで廳、次いで内裏へ使は左少将(藤原)忠経、次いで皇太后宮(藤原)遵子、次いで中宮(藤原)彰子、次いで東宮(敦成親王)へ左府案内せらる。彼は云ふ、「東宮は他所に御せず。別の使無かるべきか」と。諸卿云ふ、「御使有るべからず」といへり。仍つて使無し。又諸宮の使々座に着かず。殿上に非ざるの者、御所に近候するは、便無かるべきの故なり。これ便に随はれ定むる所なり、宮々(修子内親王・敦康親王)・女御達(藤原)元子・同尊子・三位(藤原)繁子へ入道か。暗戸屋女御(尊子)の母か等なりと云々。黄昏行香。秉燭退出す。今日参入の卿相、右大臣、内大臣へ鈍色を着る、大納言公任へ青朽葉を着る。下官の如し、中納言時光へ無文の冠・無文の表衣・黄朽葉の下重・青鈍の表袴、参議懷(平)へ公任卿の如し、経房へ鈍色、実成へ時光卿の如し。但し青朽葉、三位中将教通へ鈍色、参議頼定へ元重

服。左大臣及び院司・近習の上達部御殿の北の渡殿の簾の内に入りと云々。頭弁道方・藏人少納言(藤原)能信ひごろ青朽葉を着る。而るを今左府の命に依り青鈍色を着る。時に当りて職事の人ひごろの装束を變へ、忽に鈍色を着るは如何。人々傾くのみ。左少将忠経・侍従(藤原)兼綱・右少将(源)雅通の御為無礼。仍つて左府仰せて云ふ、「忠経・兼綱は御傍親と謂ふべし。然れども鈍色を着るべからず」といへり。仍つて青朽葉を着て参入す。雅通の無礼は中るものなり。又内の殿上人青鈍色堂童子の役を勤む。此の間の事乱糸の如し。御傍親及び内の殿上を兼ねざるの者皆鈍色を着る。但し東宮の宮司・殿上人等青鈍の下襲を着る。左大弁(藤原)説孝・和泉守(源)経頼は内及び宮司・殿上人に非ず。而して青朽葉を着る。又左馬頭(藤原)相尹・左中弁(藤原)朝経・権左中弁(藤原)経通・侍従資平・大和守(藤原)輔尹・(藤原)公成等青朽葉を着る。先日の定めを存ずるか。心喪の人と雖も悉く巻纓す。院の御位の時、藏人を経るの大夫等鈍色を着て上達部の襲の雑役を勤む。左府の定め依るか。左少将(藤原)定頼左府の気色宜しからざるに依るか。

「御誦經の事」

三日、甲辰。今日より三箇日、清凉殿に於いて仁王經の御誦經を

行はる。行幸に依り修せらるる所なり。行事の上卿已下行香すと云々。一昨夜半より冷泉院霍乱の如き悩みおはす。重きに似ると云々。

〔冷泉院の御悩の事〕

四日、乙巳。冷泉院去る夕御悩急に至る。存ぜしめ給ふこと難きに似たり。而るを今日頗る宜しくおはすと云々。

五日、丙午。右衛門督（藤原懷平）示送し、院の御悩なほ重きがごとしといへり。

六日、丁未。申の剋ばかり院に参る。左相府・傅納言（藤原道綱）・皇太后宮大夫（藤原公任）・左衛門督（藤原頼通）・左宰相中将（源経房）・左兵衛督（藤原実成）・三位中将・源宰相参入す。御念仏の間、上臈の卿相両三御前の座に候し、左相府皇太后宮大夫と清談して云ふ、「今日内裏の御読経結願し了る。参入する所なり」といへり。晚景退出す。今日傅大納言云ふ、「冷泉院去る夕より頗る減氣に御座す」といへり。相府云ふ、「ひごろ青宮御身熱悩の御氣有れど、昨より頗る宜しく御座す。然れどもなほ御尋常に非ざるがごとく、御乳殊に聞し食さず。陰陽家勘申

して云ふ、『巨害見れずと雖も、殊に悩み給ふべきに似たり』』といへり。左府云ふ、「十一日は七七の御忌に当り、彼の日本院の仏事を修し、院司等其の事を行ふも、行幸に供奉の人参入すべからざるなり」といへり。相府院に候せらるべからざるの氣色有り。又云ふ、「中宮御所の読経並びに不断の御読経に候するの僧等に、おのおの褻の装束一襲へ扇を加ふと云々」を給ふ」と。皇太后宮大夫左府に申して云ふ、「行幸の日雅楽寮の事案内申さしむるは如何」と。相府云ふ、「楽有るべかざるか」と。皇太后宮大夫同じく其の由を存するも、行幸の事を承り行ふに依り申請する所なり。行事の人行幸に供奉すべからざるやといへり。余答へて云ふ、「造宮の行事は供奉せず。彼の例に准ずべからざるか」と。左府云ふ、「然る事なり。供奉すべし」といへり。

〔真衣野の御馬の事〕

七日、戊申。真衣野の御馬牽と云々。年来多く式日を過ぎてこれを牽く。或は冬月に臨んでこれを牽く。而るを式日を守りてこれを牽く。これを計るに代始に依り勤を致すか。後年形勢に随ふか。

八日、己酉。夜に入り頭の馬頭来りて雑事を談ず。宣耀殿（藤原

城子)の御消息有り。これ御禊の女御代の間事なり。愚慮を布べ了んぬ。深更退出す。

〔行幸の召仰せの事〕

大納言へ公(公任)へ消息に云ふ、「明後日行幸の召仰せの事を行ふべし。内裏に行幸有るべしと仰すべきか」といへり。答へて云ふ、其所へ遠く仰事之例也。

九日、庚戌。丹波守(大江)匡衡雑事を談ずる次いでに、云ふ所の事有り。疑ふ所は、若し夢想か、はた易筮か。詳らかに陳ぶる所無く、只気色を見するのみ。召使云ふ、「外記(我孫)孝道申さしめて云ふ、『駒牽有り。而るを上卿参らず。参入すべし』』といへり。所勞有るの由を答ふ。後に聞くに、尹中納言(藤原時光)参入してこれを行ふと云々。

十日、辛亥。今日行幸の召仰せ。大納言公任卿これを行ふと云々へ時剋を仰すと云々。晩頭院に参る。左府・右府・内府・藤大納言(道綱)・春宮大夫(藤原齐信)・治部卿(源俊賢)・侍従中納言(藤原行成)・右宰相中将(藤原兼隆)・左宰相中将・左兵衛督、御念仏の間御前の座に候す。昏に臨んで罷り出づ。熟瓜

三駄陣に給はる。

〔内裏に遷御の事〕

十一日、壬子。今日内裏に遷御の行幸なり。扈從するに依り、誦を三箇寺へ廣隆・清水・祇園へに修し、午の三剋参内す。これより先右衛門督参入す。しばらくして左大臣已下参入し、暫く仗座に候するに、机を立て饗を居うべきの由、外記右金吾に触る。仍つて座を起ち殿上に参上するに、諸卿祇候す。彼是相共に陣後を徘徊の間、左府殿上に参るべきの御消息あり。即ち参上するに、示されて云ふ、「勸賞等有るべきの由仰事有るも、然るべからざるの状を奏せしむ。然れどもなほ許容無し。件の事右府を召し御前に於いて行はるべし。而るを未だ叙位を行はれず。次人を以つて御前に召し行はるるは如何。自ら又承り行ふは便無かるべきなり。若し藏人頭を以つて伝へ仰せらるるは如何。皇太后宮大夫同じく此の儀に預るも、愚慮を廻らし難し。此の事次人を以つて行はるるも、事の忌無かるるべし。而るを我が為に此の憚り有りといへれば、他の人はなほ難じ申す。頭を以つて上階の事を伝へ仰せらるるは如何」と。疑慮の間右府殿上に参上す。仍つて一定無し。右大臣退下し、陣後に佇立し、余を招きて云ふ、「此の事如何」と。気色を見せしむるに、他の人に叙位を

行はしむべからざるの気色有り。無益なる確執^〇。仍つて頭を以つて右府に伝へ仰せらるるは、又殊に難ざるの由無かるべく了んぬ。相府即ち殿上に参上し^〇、右大臣已下陣座に着くへ饗有り。藏人頭道方勅語を含み、叙位の人々の事右大臣に仰すへ正三位教通、従三位頼宗《以上家の子》。従四位下藤保昌《左衛門督家司》。従四位上隆子女王（隆姫^〇）《左衛門督室》。従五位下子（藤原幸子）《左衛門督乳母子》。大臣大内記（慶滋）為政朝臣に仰すも、件の叙位未だ其の意を得ず。左大臣家を以つて子を賞し、左衛門督頼通の家を処分するを以つて頼通の室並びに乳母を賞するは、事両端に分れ、未だ其の旨を知らず^〇。左大臣慶びを奏せしめ拝舞す。此の事を仰する以前、左大臣御前に於いて藏人・昇殿・雑色・禁色の人等へ藏人縫殿助高階在平・勘解由判官（平）雅康、昇殿左衛門権佐（橘）為義《兼撰津守》・右兵衛佐（藤原）実経・左近少将（源）経親・春宮大進（橘）則隆、雑色内匠助橘修道・右近将監藤親業・左衛門尉藤頼祐・藤行任・同則信、左近中将（藤原）公信・右近中将頼宗・春宮亮（藤原）道雅・（藤原）公成、已上皆旧主の御時の禁色の人なり。公信は禁色を聴さるる後、藏人頭に補する者なり。頼宗は今日禁色を聴され^〇、即ち三品に叙す。女四人と云々。件の禁色の宣旨、^{（マヤ）}、行幸の翌日内府に下す。内府云ふ、「藏人・昇殿の人・禁色・雑

袍この中に在り」といへり。左大臣已下陣の饗に着き、再三巡行し、其の後殿上に参上す。諸卿を御前へ先に円座を敷くへ召し、左大臣細馬十疋を献すへ諸衛の佐衛^{（マヤ）}・近衛の将監已下鞍馬を執り牽き、五位・六位の二人口を取る。御前狭少、騎せずして右馬寮へ上五疋は左に給ふへ牽出づへ東の方より引き入れ、西の方より牽出だす。次いで衝重を給はり、諸卿また御膳へ蕪芳懸盤六脚・螺鈿御器用^{（マヤ）}根を供す。中納言隆家陪膳す。打敷を執り、警蹕を称す。満座目を測む。これ称すべからざるなり。藏人頭（藤原）通任両三位の慶を奏するも、奏聞の詞例に非ず、諸卿咲を含むも、具には記さず。樹を以つて諸卿に給ふ。また侍臣及び供奉の侍従・諸衛の佐以下の禄と云々。皆家主相府の儲る所。また所々の饗・屯食等同じく設くる所なり。熟瓜四籠を作り、桑糸を盛り、台盤所に送る。贈物へ野劔・御宮二合、一合は唐の本、一合は日本の本（小野）道風を献じ、左衛門督頼通御劔を執り、次々の家の子のおの物の号を称す。藏人頭道方御衣を執り左大臣に被く。左大臣退下し、御前に進みて舞蹈したり、次いで南殿に出御。主計頭（安信）吉平反問^〇を奉仕す。次いで諸卿列なり立つへ右大臣禄を執らず。内大臣云ふ、「禄を取りて列なるべきか」と。再三余に問ふも、余答へず。只上臈の議に従ふべきの由、心中に思ふ所といへり。またこれ勅禄にあらず。

相府の設くる所。内府右府の議に従ひ、諸卿相同しくす。御前に於いて祿を給はらば、なほ執りて進むが誇りを除くか⁴⁸。次いで關司の奏了り、少納言奏。勅答有るか。蓋御輿へ鳳輿⁴⁹。初めて内裏に入御するに依り、件の御輿か、西の中の門を出づる比、左大将（公季）大舍人⁴⁴を召す。鳳輿門を出で、二条大宮・待賢門を經、建礼門の外に於いて神祇官御麻を進るへ行幸の日の時刻は酉の二刻。乘輿初むるは正二刻、宮に到るの時は酉の終りばかりか。此の間秉燭。此の間暫く御輿を留め、黄牛二頭門外に牽き立つ。左右の馬寮の史生これを牽く。吉平門の壇上に於いて、北向し咒を読み了り直ちに入る。次いで黄牛引き入れ、次いで御輿南殿に進み寄す。此の間黄牛南階の東西に在り、南を差して去る。鈴奏並びに名対面等例を存つ。今日左大臣列に候せず、蒔絵の劍を帶し、乗車祇候す。今日故院の七々の日に当り、思ふ所有るか⁴⁸。先日此の議有るなり。諸卿参上し、暫く侍所に候す。左大臣御所より出で、又侍所に候し、諸卿を相引きて先に宜陽殿に着く。又侍従を召着し、侍従多く座に候す。侍従西の座に分ち着くは、然るべからざるの由を仰す⁴⁸。上官次いで西の座に着き、一献は権左中弁經通。大臣三人座に連なり、三人乍ら統瓶子を取るべし。而るを只左大臣のみ統瓶子を取るは、失なり。次いで少納言（源）貞亮又同じくす。共に固実を知らるか。対座の時次の

酌を取らず。但し連座の時これを取るが例なり。二献了りて汁物を居ゑ、箸を下し了りて左仗に移り着く。左大臣右大弁（源道方）を以つて奏文するに、即ち下し給ふ。吉日に依り吉書⁴⁸を奏するか。其の後諸卿雲上に参上するに、数刻を經て御前へ円座を敷く⁴⁸に召し衝重を給ふ。一兩巡の後基手へ紙⁴⁸を召す。先に御料へ折敷に盛り、高器を居う。經通これを取りて御前に立つ⁴⁸を供す。次いで臣下。次いで小燈台を以つて更めて御前に立て、円座一枚を以つて之⁴⁸筒采を召す。次いで諸卿進み候して擲采の戯へ聚攤なり⁴⁸有り⁴⁸。主上同じく打たしめ給ふなり。御料紙左大臣これを取り、臣献ずる所の聚攤の紙の上に加へ置く。深更に依り諸卿退下すへ子の剋ばかりか。而るを亥の一刻を奏す。或云ふ、「名対面の事に依り、子の刻を奏せしめずと云々⁴⁸」。今日朝の間天晴れ雲無し。午末の剋に及んで頗る陰氣蒸熱有るも、晩に臨んで天気清朗。又夜に及んで満月光明、感応有るか⁴⁸。子の時御竈神渡り給ふ。左衛門督頼通步行相従ふと云々。勅使近其事云々。同刻、恐所内侍所に移し奉ると云々⁴⁸。時刻は聞かず、尋ね記すべし。今日行幸に供奉の諸卿、左大臣へ但し諸卿に列立せず。又騎馬せず、乗車祇候す。右大臣、内大臣、大納言（藤原）道綱・余・公任、中納言頼通・隆家・時光、参議懷平・（源）経房・（藤原）実成、三位二人へ教通・頼宗。今日故院の七々の御法

事、本院に於いて行はる。院に候するの卿相ばかり預り参ると云々。大納言齊信、中納言俊賢・行成・(藤原)忠輔、参議(藤原)兼隆・(源)頼定等か。大藏卿(藤原)正光御骸骨を動かし奉るに依り院に参らずと云々。今夜一品親王(修子内親王)院より中納言隆家に渡り給ふと云々。但し男一品宮(敦康親王)は遷り給はずと云々。一品宮他処せしむるの事、左府の気色不快と云々。忽に渡りて他所し給はば事故有らんと云々。藤中納言の密語のみ。今日、左大臣領の二条家男一品に永献すと云々。これ藤中納言の談ずる所なり。由緒を知らず。若し御領家無きに依るか、如何。藤中納言云ふ、「一条院を以つて東宮の御領と為すべきか。仍つて殊に此の事有るか。還りて謀略に似たり」といへり。資平云ふ、「(源)頼光朝臣魚袋を佩して参入し、諸人属目す。頭の馬頭指示し、閑処に於いてこれを解くと云々。

十二日、癸丑。申の剋ばかり参内す。左大臣、内大臣、大納言道綱・公任、中納言頼通・隆家、参議懷平・実成、三位中将二人へ教通・(藤原)頼宗。秉燭の後諸卿を御前に召し衝重を給ふ。頭通任勸益し続酌を取るは、失なり。御前にて此の事無きなり。碁手等を置く事昨の如く、御前に進みて聚攤を打つ。聖上も擲采し給ひ、時を同じうして事了り、すなはち退出す、戌の剋。

十三日、甲寅。黄昏参内す。参着の間、已に以つて秉燭。即ち諸卿を召し衝重を給ふこと兩日の如し。また御前に進み候し聚攤を打ち候するに、打たしめ給ふこと兩日の如し。右相府候する気色に依るなり。戌の刻諸卿退出す。参入の卿相、左大臣・右大臣・内大臣・大納言道綱・公任、中納言隆家・頼通・時光、参議懷平・実成。

〔陣の事〕

十五日、丙辰。今明物忌。八幡宮に幣を奉る。召使申して云ふ、「今日陣の定め有るべし。参入すべし。これ左大臣の催さるるなり」といへり。物忌に依り参入せず。所労有るの由を答ふ。大外記(菅野)敦頼申し送りて云ふ、「今朝左大臣召仰せられて云ふ、『今日定め申すべきの事有り。諸卿催し申さしむべし。但し下官並びに皇太后宮大夫必ず参入すべきの由、別して催し申さしむ』」といへり。件の定めは、御即位・大嘗会の雑事等と云々。夜に入り頭の馬頭来り、雑事を語る次いでに云ふ、「今日右大臣伊勢奉幣の日へ今月二十七日といへり」を定め申す」と。資平内より告送して云ふ、「今日参らざる事、左府の気色不快」といへり。又夜に入り告送して云ふ、「大嘗会の檢校、下官、左衛門督へ頼通、左兵衛督へ実成」と。

「大嘗会御即位の定め之事」

十六日、丁巳。今日物忌。而るを釈奠⁶⁰に着くべく、仍つて諷誦を清水寺に修す。早且大外記敦頼朝臣注送して云ふ、夜部定めらるる雑事⁶¹。大嘗会檢校

大納言⁶²へ余⁶³。権中納言藤原朝臣へ左衛門督頼通⁶⁴。

参議藤原朝臣へ左兵衛督実成⁶⁵。

悠紀行事へ近江

左中弁朝経 大藏大輔(橘)内成 主計頭吉平 民部権少輔任

左大史文永 (直)是氏 中務大丞(源)光成 式部少丞

(橘)行順

主基行事へ丹波

右中弁(藤原)重尹 主税頭(惟宗)為忠 大監物(永道)輔

範

兵庫頭(源)聞 右大史(伊岐)善致 民部大丞師光

兵部大丞(源)光清 大藏大丞(源)国基

修理八省・豊楽院

件の修理諸国に宛てられ已に了んぬ。

御即位日へ十月十六日

御即位以前奉幣使へ今月二十七日、右大臣これを行ふ。権左

中弁経通云ふ、「御即位並びに八省・豊楽院等を修理の事を行ふ

べきの由、昨日定め宛てらる」といへり。右中弁重尹来り云ふ、

「主基の行事に定めらるるに依り、参り来る所」といへり。今日重日に依り、大嘗会の雑事を答へず。只前例の文書等を示し、其の由を尋ねべく了んぬ。

「釈奠の事」

午の後風雨。申の始めの剋ばかり、雨を冒して大学寮に参る。先に

に廟院の南面の兀子に着く。件の兀子門外に立つ。仍つて門内に

改め立たしむ。但し参議の床子は門外に在り。外記孝道を召し、

左兵衛督へ実成⁶⁶の参不を問ふに、云ふ、「只今参入すべし」と

いへり。又諸司の具否を問ふに、申して云ふ、「音博士⁶⁷二人、

一人は城外、一人は病を煩ひて参らず。又式部輔⁶⁸未だ参らず」と

いへり。仰せて云ふ、「音博士参らざれば、替りて代官すべ

し。式部輔に至つては催し遣るべきなり」と。左兵衛督やや久

しく参らず。仍つて催し遣らしむるに、西の剋に臨んで参入す。

本寮の官人に仰せて、先に廟堂を開かしめ、外記を召し、弁・少

納言・外記・史等催すべき由を仰す。少納言は参らずといへり。

左少弁(高階)積善・外記・史参り来。余座を起ち廟堂に向ひ、

左兵衛督・左少弁積善相従ふ。外記・史は廟門に立つ。雨儀に依

るも、此の間雨脚止む。廟堂の西の壇上に於いて、劔を解き手を

洗ふへ雨に依り、壇上に於いて手を洗ふ。寮の允手水を渡す。左兵衛督已下同しく洗ふ。余・武衛（実成）笏を執り、中の戸より入り、先聖（孔子）を拝す。先聖・先師のおの二度。積善西の戸より入り、拝すへ中の戸を入らんとし、余指示す。仍つて西の戸を用ふ。余本の所に帰り出で、劔を着く。武衛相同じく、即ち本の座に復す。外記を召し、寮の饗の事を問ふに、具し了る由を申す。仍つて座を起ち彼の寮の座に着くへ余北面の東の戸の左より入り、武衛西の戸に入る。余案内を示す。弁已下座に着く。先に台盤を立て饗を居ゑ、寮の允・学生等膳に着くへ允は手長と爲り、学生は益送^別。高坏四本。外記孝道音博士の代官へ寮の允を申す。寮頭（文室）如正勸盃唱平するも、余揖して飲まざれば、なほ勸盃、気色を示して飲ましむ。次いで唱勸。仍つてこれを取りて飲み、武衛に度すに、武衛飲む。如正なほ立つ。武衛・如正等作法を知らず。余案内を示し、盞を以つて瓶子を執るの寮の允に給はしむ。学生を召し、先に瓶子を授く。如正上官の座に加はり着き盃を受く。寮の允学生を召し、先に瓶子を授く。如正上官の座に加はり着き、同じ盞を以つて流巡せしむ。二献は、左少弁積善。一献の如し。三献は如正。如正唱平せず、首尾を失す。三献了り汁物を上官の座に羞む。汁物居ゑ畢りて箸を下す。四献を勧めんとするも、余勧めしめず、都堂の事を催す。しばらく

くして外記孝道進みて装束了る由を申す。余箸を置き、笏を執り座を起ちて、都堂に向ふ。武衛相従ふ。南門の東の腋門より入り、東堂の後を経、都堂の後の東の第一階より昇りて兀子に着く。件の兀子・床子東壁の後に立つ。仍つて召使を以つて北壁の後に改定せしめこれに着く。武衛は床子に着く。余靴を着け、東壁の外壇上を経、巽の角より入り、兀子に着く。武衛相従ひて、床子に着く。件の座等東壁の下に在りへ北を以つて上と爲し、西面す。上卿座下蘆蔽上張、講書発題。次いで諸大夫南門より入る。次いで賛者・座主へ弟子等礼服を着る。音博士同じ門より入り、西堂の東壇上を経へ諸大夫博士等雨儀の時參上、而るを南門より入り西堂の東壇を用ゐる。須く西の腋門を入り西堂の後を経べし。一人礼服を着、自余着ざるは如何、前例を失す。又弟子礼服無きか、都堂の後の階より登り西壁の外を徑、坤の角の庇より入りて東行し、身屋の第三間より入り、相分れて高座に登る。次いで問者の博士已下砌の上に着く。次いで寮の属如意を執りて曳き渡る。次いで講論常の如し。訖りて座主已下退出す。今般西の腋門を用ゐる。入る時も同じく此の門を用ふべきなり。次いで余座を起ち、北壁の後に於いて靴を脱いで退出す。今日宴の座無く、随ひて又百度の座無し。院崩じ給ふに依るのみ。華山法王崩じ給ふ例同じく座無し。此の間秉燭。大外記敦頼朝臣云ふ、「駒牽の

上卿無く、分ち畢りてこれを召す」と。
大嘗会の檢校の事、召使廟門に於いてこれを告ぐ。大外記敦頼朝臣申さしむといへり。

「大嘗会の間の事」

十八日、己未。左中弁来りて云ふ、「大嘗会の事官底に前例の文無し」といへり。件の事儀式二三四卷に見ゆ。件の卷々を取り出し見せしめ畢んぬ。写し取り他書等を引き合はせ、若し相違無くば、式文に就き行ふべきの由、相示し了んぬ。尚書落々の書等を隨身す。曆を見るに忽ち行事所を始むべきの日無きも、二十三日は吉日なり。而るを子の日は神祇官を以つて行事所に下さしむるに、忌有るの日なり。これを為すこと如何。式文先に仮に行事所を點じ、其の後一兩所をトし、行事所と為すべしといへり。彼の二十三日、官の東廳を以つて仮に行事所と為し、相次いで吉日を選び一兩所を點じ、トせしむべきか。東廳を以つて仮に行事所と為すは、前例有るなり。事の案内、同弁を以つて左府に達するに、しばらくして歸り来り、左府の報を伝へて云ふ、「とかく尋ね行はるべし。但し近日吉日無きの由、知る所なり」といへり。右中弁重尹来り、同じく主基の事を陳ぶ。兩弁注出の文有るも、共に分明ならず。悠紀・主基の行事所兩所に分在するか。前例

を尋ぬべき由示し了んぬ。祓の使を京畿・外国に發遣すべく、今月の内に兩度なり。而るを事の定め遅引し晦に及ぶ。これを為すこと如何。次々の事いよいよ懈怠すべし。然りと雖も行事の過ちに非ず。明日参内すべく、文書を相具し陣頭に候すべきの由、兩弁に示し了んぬ。又行事の人心喪の装束を着るべきや否やの事を問ふ。相府に達するに、其の報に云ふ、「綾の装束を着るべし」といへり。惣て子細を記さざるのみ。公誠朝臣来り、花山院の親王達（昭登親王・清仁親王）の御元服の事を陳ぶ。兩宮乍ら予を以つて引入と為すべしといへり。此の事前例有るの故り。延喜の間の事なり。

十九日、庚申。参内す。左中弁陣頭に候し、悠紀・主基の雜事有り。殿上に参上し、左中弁隨身する所の日記を披見す。件の日記左府より給はる所、今朝聞く所有り。仍つて左中弁に告げて申し取らしむる所なり。

「除服の宣旨の事」

頭弁勅を含みて云ふ、「故院の院司並びに素服を給はる上達部五人へ俊賢・行成・忠輔・兼隆・正光、除服し事に従ふべきの由、仰せしむべきなり」といへり。外記に仰せんが為陣頭に向ふの間、

左府殿上に候し、頭弁を以つて招き呼ばる。仍つて帰参し、やや久しく清談す。皇太后宮大夫・右衛門督同じく殿上に候す。余昏に臨みて退下す。陣頭に於いて上達部除服の事を外記の孝道に仰せ、乗燭罷り出づ。

「元服加冠の事」

今日内に於いて、右衛門督告げて云ふ、「今日左府に参るに、命ぜられて云ふ、『二十三日家に於いて藤大納言の子(兼経)首服を加へしむべし』。加冠の為下官を招くべしと云々。又云ふ、『彼の日華山院の宮達の元服、加冠を為すべしと云々。彼は申の剋、これは亥の剋、指合ふべからず』」と云々。一日兩度の役未だ聞かざる事なり。彼の日悠紀・主基の行事所の日時を勸申せしめんが為、参内すべし。仍つて故障を称し難かるべく、とかく思慮するに何せん何せん。一日の兩役は未だ聞かざるの事、彼の日必ず参内すべく、何ぞ進退の難き。今日宰相中将参入し、資平の事を中宮に啓す。

「大嘗会の雑事」

二十一日、壬戌。左中弁来り云ふ、「大嘗会の雑事只前例文を持ち来る。近江守(藤原知章)朝臣の許より尋ね取る所なり」と

云々。分明の書なり(絵図有り)。但し官々所々に前例の勘文を進めしむべきの由を仰す(神祇官を先とす)。

「大嘗会の雑事」

二十二日、癸亥。史是氏大嘗会の類文書を齎し来る。左中弁の申さしむるなり。一見の後返し給ひ了んぬ。右中弁重尹朝臣来り主基の雑事を云ふ。左中弁朝経朝臣悠紀の事を申す。左相国資平を以つて示送せられて云ふ、「明日藤大納言の子元服を加へしむるの事有り。加冠の為に必ず来るべし。本意有るに依る。華山院の宮達の御元服の剋限は申の時なり。此の元服の事は亥の時なり。其の隙有るべし。必ず来るべし」といへり。明日大嘗会の事に依り参内すべく、故障を称し難かるべし。仍つて参詣すべき由を申し了んぬ。頭馬頭書状を注して云ふ、「明日親王並びに女御の宣旨を下さるべし。若し本家為す所有りや」といへり。子細を答へ了んぬ(所勞無き由なり。但し別勅有らば纏頭有るべきか)。

二十三日、甲子。外記政始(御讓位の後、今日政を始む。極文未聞事云々)。

「政始の事」

参内す。陣頭に於いて左右弁^の悠紀・主基所請申の印文へおのおの文印一面・木印一面、用途料の正税稲一万束文・官の東廳に於いて行事所を始むる日時へ今日の申の剋の文・主典代を定むる文、合せて四枚を進む。右中弁主基所主典代を定むる文・行事所始めの文・主典代の文等を進む。おのおの見了りて下し給ふ。印・稲等の文二通、左中弁を以つて奏せしむ。即ち宣旨同弁に下し、悠紀・主基の行事所を始むべきの日時、勘申せしむべきの由を仰す。即ち吉平に仰せ、中弁結政に営み着くといへり。今日故花山院の宮の元服の所に参るべく、若し彼の政の了る時剋を待たば、自ら過ぐるか。今日勘申せしめ、明日見るべきの由、相示し退出す。頭弁資平を以つて申さしめて云ふ、「今日女御の宣旨を下す。上達部四五人参入し、其の事有るべきの由、仰せ事有り。又左府只今参入せらるべし」といへり。重ねて案内を取らんと欲するもの、右大弁結政所に在り。仍つて事の由を資平に云ひ置きて退出すへ午の終り。今日宜陽殿に座席を敷くこと陣官に問ふに、申して云ふ、「左衛門督・左三位中将今朝着き了りて退出すへ左金吾正二位に叙して始めて着き、三位中将正三位に叙して始めて着く」と。今日故花山院の宮達へ先年冷泉上皇の皇子と為る。即ち親王に為し、五・六の親王と号すの御元服。

仍つて未の終りに参入す。藤中納言へ隆家、尹中納言へ時光、同じく参る。御元服の時剋は申といへり。寢殿の母屋三間に両親王の座へ西の第一間・東の第一間におのおの座を敷く。纒網端の畳二枚、其の上に茵を敷く。おのおの座の坤の方に二階を立て、冠巾櫛具を置く。おのおの座の異の方に唐匣・泔坏等を立て。おのおの脇息有るべし。而るを其の実無し。後に聞くに、公誠朝臣申して云ふ、「思ひ失して置かず」といへりを敷く。南の廂に上達部の座へ土敷を敷くも、頗る定まらずを敷き、東の廂に殿上人の座を敷く。時剋至りへ剋限は頗る過ぐ、おのおの座に着き給ふへ童装束を着る。仮に東の母屋の御簾を下し、御屏風を立つ。昔の円座を以つて、輔(藤原)周頼各参進、理髪し了りてへ周頼先に劔を解き簀子敷に置く、帰り出でて簀子敷に居り。周頼巾子に入れず。仍つて案内を示すに、更めて進み巾子に髻を入る。其の後秉燭へ燈台を立つるも、打敷無きは、はなだ不便なり。次いで下官参り進み、先に五親王(昭登親王)に冠を加へ、次いで退出す。東の一間より入り、第六親王(清仁親王)に冠を加へ、了りて退出し、東の渡殿に候す。両卿同じく此の座に在り。次いで東の母屋の御簾を卷かしめ、了りて両親王帰り入る。須く理髪の雑具を撤すべきか。然れども其の事無く、前跡を失し了んぬ。次いで余及び両卿座に着く。此の間茵

を敷く。次いで殿上へ経通・周頼・資平の三人なり座に着く。上達部の座の上頭に加冠の座へ畳・土敷・茵。北面。東面に敷くべく、例を失し了んぬを敷く。前の物へ高坏十二本、打敷。次いで上達部の前の物（高坏四本）。次いで上達部の座の末、殿上人の座の上に畳一枚を敷き、理髪の人の中の物を居う。おのおの机二脚。次いで殿上人の前に机を立つ。余加冠の座に着き、一献は藤中納言。其の後余上達部の座へ本の座に着く。次いで尹納言勸盃す。次いで藤納言起座し、緑へ女装束。織物の掛・紅染の打の掛を加ふを執り下官に被く。次いで加冠の祿薄物の掛・袴。余起座し退出す。乗車の間釵へ螺鈿の野釵。囊に納むに与る。隨身に疋絹を給はる。次いで左府に詣つ。上達部の座西の対の南の又廂に在り、南北に相對す（東上）。雲上人の座席を絶ちて末に在り。主人即ち客亭に出で、卿相へ大納言道綱、中納言頼通・隆家・時光、參議懷平・経房・実成、三位中将教通へ已下座に着く。諸大夫の座は西の中門の北廊に在り。饗膳盃酌と云々。亥の剋に臨んで昔の円座二枚上達部の上首に敷き、冠者へ藤大納言の子。左府の戸に入ると云々。円座に着くへ童装束を着る。これ即ち上童なり。これより先、雲上人理髪の具を執り、円座の左右に置く。次いで四位二人へ左近少将忠経・中務大輔周頼へ脂燭を執り、円座の左右に居り。左中弁朝経円座に進み居り、理髪

了りて退き居り。脂燭又退くは、左府の目するに依る。余冠者の許に進み寄り冠を加へ、本座に復す。次いで左中弁理髪し、了りて退出す。次いで冠者退き、理髪の雑具を撤す。右大弁道方へ頭座の後に来り、下官に仰せて云ふ、「藤兼経従五位上に叙すべし」といへりへ左府の子に依ると云々。内記候せず。仍つて位記の事を召仰せず。冠者位袍を着し、庭中に進みて拝礼す。次いで加冠の座へ畳二枚。土敷・茵等。冠者の円座の所に敷き、前の物へ高坏十二本を居う。次いで下臈の上達部の座の前の高坏を撤し、理髪の前に机二脚を立つ。左府の勧めに依り加冠の座に着く。次いで相府勸盃流巡す。次いで藤大納言勸盃す。余受け、左相府も進みて受け、流巡了りて余箸を立て本座に復す。又左兵衛督勸盃す。余受けて藤大納言に擬す。頼左府依可無便、相府其の意を得、三位中将教通に仰せて祿を取りこれを被く。引出物は馬二疋。起座し退出す。隨身に疋絹を給はる。垣下の上達部已下祿無し。又立明も祿無きか。

「左府牛車の宣旨の事」「内覧の宣旨の事。女御の宣旨の事」二十四日、乙丑。早旦大外記敦頼朝臣注送して云ふ、「昨日の宣旨を言上するの事。左府の牛車の宣旨へ右大臣彈正・檢非違使を召しこれを下さる。太政官の文書、先に左大臣に申し奏行すべ

き事へ外記に下さる。女御二所の事へ官耀殿（藤原成子）・尚侍（藤原研子）か。右大臣弁官に下さる。伊勢奉幣大祓の事へ二十五日を以って行はるべし。二十七日は建礼門に行幸と云々」と。史是氏申して云ふ「大夫の消息に、左大臣命じて云ふ、『東宮十月十六日に大内に入り給ふべし。彼の以前に帯刀一人を奉るべし』といへり」と。謹みてこれを奉る由申さしめ了ぬ。四条大納言の消息に云ふ、「去る夕拾遺納言家に向ひ、彼の子（藤原良経）の元服の加冠を為す。樋螺鈿の劔・手本を志す。又祿の物は打の掛・重織物の掛」といへり。

「大嘗会の雑事の事」

左中弁悠紀・主基の行事所を始むべきの日時の勘文・印を造るべきの日時の勘文・用ふべき日時の勘文・大祓の日又大祓の使を發するの日等の勘文を持ち来る。件の日々頗る相違の事有り。これ兩度の大祓の使を發するの後、奉幣使を發すべし。而るを先に奉幣使を立つべきの日を勘申するは、然るべからざるの由、返報し了んぬ。又雑事有り。右中弁来り、大嘗会の雑事の内、仰せを書かしめんと欲する字の様を申すも、書博士城外の由、寮申すといへり。件の字の様大博士（惟宗）為忠朝臣これを知ると云々。仍って為忠朝臣を以って書かしむるや、更に何事か有らんや。数

十枚の解文印無き文は何為んぞ。大嘗会の事の許可の延引は、隨時に有るべきの儀か。内々に仰すべき事なり。

二十五日、丙寅。右中弁来り云ふ、「今日悠紀・主基の行事の弁侍従所に着き、所々の預已下を取り分つ」といへり。文章博士（大江）匡衡は丹波守を兼ねぬ。仍って悠紀は取るべからずと云々。主基の方に取るべきかといへり。撰びて四位を取るべしと云々。

「大嘗会の雑事の事」

二十六日、丁卯。早朝右中弁来り、昨日の主基の方の取分の文並びに行事の小忌所御井所の卜定及び他の勘文等を進む。其の後左中弁奉幣使の齋場所を點する日時並びに行事所卜定の辺々の勘文へ主基の文の如しを持ち来る。奏聞すべきの文右中弁へ右中弁は昇殿せざる者なりの手に在り。悠紀に主基の文等取り加へ、奏聞すべきの由、左中弁に示したんぬ。但し大臣に覽すべきの文はおのおの左府に覽すべく、即ち此の旨を以って左中弁に含む。件の事等事多く、子細を注せず、皆別紙に在りへ昨日東廳に於いて印を雕み、おのおの戌の剋印を始む。行事所未だこれを始めざるに依る。前例有り。召使云ふ、「明日の建礼門の行幸は午の二剋」といへりへ大外記敦頼朝臣申さしむといへり。将曹正方

申して云ふ、「外記（中原）徳如仰せて云ふ、『明日行幸なり。辰の剋以前参入すべし』といへり。

二十七日、戊辰。官掌^四申して云ふ、「明日考定」といへり。

〔御即位の奉幣の行幸の事〕

参内すへ午の一剋。今日建礼門に臨幸なり、伊勢に奉幣す。蓋し即位の由を告げらる。未だ八省院に幸せざるに依り、此処に於いて奉幣有るなり。天慶九年等の例^四なりへ建礼門の前に五丈の幄二字を立て、東西妻と為し、苫を以つて其の裏を葺く。輕幄を立て御在所と為し、青板敷を以つて幄下に長筵を施す。輕幄の内に大床子を立て、其の辺に大宗の御屏風二帖を廻らし立つ。大床子の巽の方の隔ては屏風を以つてし、其の内に半畳一枚を置き、其の前に荒薦を施し幣物を安んず。又大床子の御座の乾の角に御屏風一帖を立て廻らし、其の内に御椅子一脚を立て、其の南に畳二枚を施す。内侍の候所。又同門の内の西方に七尺の幄一字を立て、南北妻と為す。御厨子所・主水司等の候所並びに御輿の宿なり。おのおの隔ては幔を為す。御在所の東南西並びに三面に班幔を立て、其の巽の方に幔門有り。其の内に版位二枚を置く。御在所の東屏の幔外に五丈の幄一字を立て、東西妻と為す。王卿の御

座。其の東一許丈^一に、五丈の幄一字を立て、東西妻と為す。少納言・弁・外記・史・内記・史生・官掌・召使等の座なり。王卿の幄の南四許丈^一に、五丈の幄一字を立て、東西妻と為す。宣命を給ふ所。春華門の西、修明門の東に、幔を立て垣代と為す。御装束の儀大略この如し。これ天慶の例にて、多くはこれ荷前の儀なり。申の剋南殿に出御。即ち御輿（腰輿）を進むるに、諸卿陣後を徘徊す。不御輿進^一。左大臣自御所来恭礼門辺之。諸卿未だ列立せざるの前に、御輿を進むるは如何。また左次将無く、右二人有り。右将を以つて左に度ざるべし。而るを其の事無く、御輿を進むるは、極めて奇なる事なり。右大臣已下列立し、余階下を経南階の坤に立つ。左將軍先に同じ階の巽の角に立つ。此の間御輿版位の北の方に留り候するは、はなはだ前例に背く。左宰相中将・三位中将（藤原教通）・右三位中将（藤原頼宗）等、御輿の辺に進み副ひ、御輿の御に供す。鈴奏・警蹕等無く、只契を候し、大刀を候せずへ此の事尋ぬべし。御輿幄の北面に寄せ、上達部幄の東辺に列立すへ北上西面。今小安殿の例を思ふに、南上西面すべし。仍つて還御の時南を以つて上と為す。右大臣上首と為る。上達部幄の座に着き、しばらくして主上舍人を召す。舍人幔門の外に於いて称唯すへ須く幔門の下に進むべし。而るを宣命を幔下に給はるに於いて称唯するは、然るべからず。次いで

少納言（源）守隆参入し、帰出召。次いで中臣・忌部等参入す。右大臣座へ須く北面の座に着くべきか。而るを南面の座に着く。

なかならず左大臣官中の文書を見るべきの宣旨を蒙るの後、吉日無きに依り着陣せず。此の座に及び、当日の事を行ふ人端の座に着くといへるなり。を起ち上達部の幄の北東を経、南の幄の座に着く。弁・内記等相従ふ。外記を以つて使王⁸⁸を召さしめ、宣命を給ふ。了りて大臣元の道を経座に復す。しばらくして諸卿起座列立し、御輿を寄せ、即ち還御。其の儀常の如し。下官時絵の平胡籙を負ひ、他の衛府の督・宰相中将壺胡籙を追ふ。此の如きの時、大将必ず平胡籙を負ふといへるなり。今日参入の卿相、左大臣、右大臣、内大臣、大納言道綱、中納言俊賢・隆家、参議懷平、経房・実成、三位中将へ教通・頼宗。悠紀・主基の国々の申請文おのおの二枚へ一枚は料物を申請し、一枚は神寺・王臣家の庄を論ぜず同じく大嘗会の事を勤めしむる文。左中弁に付して奏せしむるなり。酉の剋退出す。

〔奉幣の事〕

天慶の例、伊勢に奉幣の日、賀茂・春日は替らざるの由賀茂に申さる。四月二十二日伊勢に幣を奉るに、祭事近きに依り同日申さるか。偏に彼の例に依り、花山の御時同日申さると云々。此の

疑に依り、後日賀茂に申さると云々。

二十八日、己巳。今日官の考定。参内するに、陣頭人無し。仍つて殿上に参上す。藤中納言・侍従中納言・右衛門督・左兵衛督参入す。余晩頭退出す。此の間少雨。

〔考定の事〕

二十九日、庚午。昨日の考定の宴の座停止す。花山院の例と云々。これ大外記敦頼朝臣申し送る所なり。念賢師を以つて薬王品を講演す。増暹師所勞有り来らざるの替り。

九月

〔大嘗会の年御燈無きの事〕

一日、辛未。早旦河辺に臨み解除す。大嘗会の年御燈を奉らざる事、諸人知らず。余又知らず。只河頭に臨み例の祓を行ふ。而るを年記を隔てて故殿（藤原実頼）の安和元年の御記（清愼公記）を見るに、已に奉るべからざるの由有り。これ三代実録の文なり。後々の為に注付する所。式文只斎王の伊勢に向ふ年の事と有り。仍つて諸人知らざるなり。

安和元年九月二日。九月の御燈止むる事、（鴨）連量勘申すと

云々。仍つて勘文の案を奉る。

勘申す。大嘗会有るの年、九月三日の御燈を停むるの例の事。三

代実録三に云ふ、貞観元年九月三日⁽⁹⁾、乙卯。御燈を停め潔斎す。

大嘗会の事有るを以つてなり。同実録四十六、元慶八年九月三

日⁽¹⁰⁾、庚申。御斎焼燈を停む。仁和四年の日記に云ふ、九月三日⁽¹¹⁾、

丁酉。内裏の御燈無きの事。承平二年の日記に云ふ、九月三日、

壬午。穢に依り御燈無しと雖も、例に依り廢務。(藤原)資平云

ふ、「左相府(藤原道長)云ふ、『御即位の日殿上の侍従の役⁽¹²⁾

を奉仕すべし』といへり」と。四条大納言(藤原公任)の消息に

云ふ、「一昨日左府に参るに、命じて云ふ、『五日の坊官除目の、

十六日参議に任せらるべし。件の賀等十五日は重日便無かるべ

し』といへり」と。

〔坊官の除目は重日を忌むべきの事〕

二日、壬申。参内す。右衛門督(藤原懷平)・左兵衛督(藤原実

成)参入す。右金吾云ふ、藤納言(道綱)女房⁽¹³⁾に候して云ふ、

『兩督相共に退出の間、拾遺納言(藤原行成)化徳門⁽¹⁴⁾に相逢ひ、

以つて陽明門に到る』と。小雨。晩頭(藤原)景齊⁽¹⁵⁾・(源)

兼澄⁽¹⁶⁾等の朝臣来り語る。退出の後、景齊なほ清談の間、西の方

に火有り。人々云ふ、「此の火頗る猛し。若しくは宮中の諸司

か」といへり。仍つて大内に馳せ参る。戌の刻。資平車の尻に在

り。藏人(大江)景理朝臣に相逢ふ。火速きに依り、立ち乍ら退

出す。これより先藤中納言(隆家)参入し、藤大納言⁽¹⁷⁾陽明門内

に相偶ふ。火を見馳せ参る所なりといへり。今夜の火これ西の京

の町と云々。五日の除目は重日の忌あるべきの由、密々女房を

以つて奏を達せしめ了んぬ。然るべきの事、密々奏せしむべきの

由、男女の人⁽¹⁸⁾を以つて仰せ有るの故なり。

四日、甲戌。明日の除書延引の由、女房の許より消息有り。先日

奏せしむるなり。坊官の給官、重日に行はるは、便無かるべきの

故なり。仍つて案内を奏せしむるに、悦ばるの仰せ有り。

〔左府内覧の後始めて陣に参るの事〕

五日、乙亥。参内す。宜陽殿に座を敷く。案内を問ふに、かれこ

れ云ふ、「右三位中将(藤原頼宗)今朝初めて参る⁽¹⁹⁾』といへり。

左右大臣、大納言(藤原)齐信・(藤原)公任、中納言(源)俊

賢へ鈍色を着るに依り陣に着かず。今日左府官中の雑事を奉行の

後初めて参る。仍つて鈍色の人は候せず⁽²⁰⁾然れども今日俊賢一人

鈍色を着る。宣旨に依り除服早に了んぬ。而るを鈍色を着ての参

内は如何。未だ意を得ざる事なり。(藤原)隆家、以⁽²¹⁾成⁽²²⁾剋⁽²³⁾先

参議（藤原）懐平・実成。左府申文せしむ^{四〇}。右大弁道方陣座に候す。申文了り、彼の道方宣旨を左府に下す^{四一}。其の後左府敷政門より退出し、内府已下相従ふ。余弓箭を解き、同じく大臣に従ふ。左衛門の陣^{四二}を出づる比、外記・史大臣の左右より趨り出づ。外記右史梨北小道より出づ。然らざる事なり。大臣外記・史を留むるに、外記・史跪き候するも、外記更めて立ちて外記の門^{四三}に到り、立ち乍ら召使を召すに、召使称唯す。外記跪き候し、大臣已下次第に退出す。両丞相門の砌に到り、相揖して退出す。へ左府南に立ち、内府北に立つ。共に西面^{四四}。次いで内府揖し、已次出づ。余更めて列を離れ、砌の下に到り、西を向き揖して出づ。へ弁・少納言《南向き》・外記《東向き》。列立の儀尋ねべくも、其の説定まらず。右大臣陣の壁後に留まり相従はず。今日の除目の儀止む。内々奏せしむる所なり。右大弁宣旨へ侍従の厨嚮料米三十石を申す。東三条院より内裏に幸する日の上達部・侍従の嚮料を下す。

「大嘗会の大祓の事」

六日、丙子。今日申の剋、朱雀門に於いて大祓を行ふ。参議実成へ左兵衛督へ着き行ふ。大嘗会の雑事定めの後、毎月晦日大祓有るべし。而るを去月晦日は坎日、仍つて今日これを行ふ。前日陰

陽家を以つて勘申せしむる所なり。今日大祓、而るを大雷甚雨。即ち止む。感応有りか如何。酉の剋ばかり外記（我孫）孝道来り申して云ふ、「朱雀門の大祓了んぬ」といへり。また申して云ふ^{四四}、「雷鳴以前諸司参り具するに、雷声漸く止むの間、左兵衛督参入す」といへり。

「大嘗会の印の事」

七日、丁丑。右中弁（藤原重尹）来り、主基の事の次いでに云ふ、「持ち来る元慶の大嘗会の記文^{四五}采女正時原春風^{四六}を以つて古文字の様を書かしめ、内匠寮^{四七}に給ひ木印を雕ましむ」といへり。彼の時若し書博士他行するか。今般も書博士等城外す。仍つて小臣思慮し、明経博士（惟宗）為忠朝臣を以つて字の様を書かしむるに、頗る先賢の高慮に合ふのみ。

「女御代の出車の事」

九日、己卯。（藤原）良道朝臣宣耀殿女御（藤原城子）の御消息を伝へて云ふ、「女御代を奉仕すべく、彼の日金作りの檳榔毛の車を出すべし」といへり。金作りの車は世間に無しと云ふ。又忽に造るべからず。仍つて黒作りの檳榔の車を奉るべきの由を答へ了んぬ。右中弁丹波の国解二通を持ち来るも、難有り。仍つて返

し給ひ、今一通は左中弁（藤原朝経）に付すべきの由を示し了んぬ。

「九日の平座の事」

未の剋ばかり参内す。治部卿（源俊賢）参入するも、諸卿参らず。外記を召し諸卿を問ふに、陳じ申して云ふ、「兵部卿（藤原忠輔）（仮文を進め、左衛門督障りを申す。自余障りを申さるる無し」といへり。日已に昏黒に及ぶ。事の由を奏せしむべきなり。陣の官人を以つて藏人を呼ばしむるの間、頭弁（源道方）陣頭に來る。即ち招き取り奏せしめんと欲するの処、頭弁先に云ふ、「仰せて、例に依り行ふべき由を仰せらる」といへり。余答へて云ふ、「今日の事上卿の奏請する所なり」と。頗る覚寤有り。仍つて侍従に御酒を給ふの状を奏聞せしむ。しばらくして帰り出で、綸旨を伝へて云ふ、「例に任せてこれを行ふ」といへり。これより先上達部の座を宜陽殿に敷く。須く仰せを待ちて敷くべし。而るを兼ねて敷くは然るべからず。又大臣の座南面に設くるは、前例に非ず。侍従の座を鋪かしむべき事、大臣の座を直さしむべき事、饗饌を居ゑしむべき事、左中弁朝経（装束使）に仰す。又一度に飯を居うべきの事を仰すへ或は先に粉熟を居ゑ、着座の後飯を居う。遅々たるべきに依り仰する所。今日飯・粉熟相違して

居う。然るべからず。先に飯を居ゑ、更めて粉熟を居うべからず。饗弁備し了る由、左中弁これを申す。此の間秉燭。仍つて宜陽殿に移り着き、礼部同じく着く。昏黒に臨んで右衛門督懷平参入す。而るを殿上に参上し、宜陽殿に着かず。上宜陽殿（新カ）に着かず。陣官を差はし案内を告ぐるに、即ち宜陽殿に着く。掃部寮に仰せて膝突（カ）を敷かしめ、饗飯・粉熟相並べて居うは、然るべからざる事なり。二献の後、少納言に仰せて、侍従を召さしむ。夜に入るに依り早に召すなり。又汁物を居ゑしむへ此の物先に居う。然れども前例無きに依り、初めに汁を居うるを知らず。居ゑ加へしむる所。次第有るに依るなり。次いで箸を下す。官人を以つて外記を喚ばしむ。外記（我孫）孝道参り來り、宜陽殿の壇上へ膝突（カ）の北辺に居るは、前例を知らざるか。暫くとかくを仰せず、愁に見参等を奉るべき由を仰すに、数剋奉らず。官人を以つて催し仰せしむるに、外記陣官をして膝突を曳かしむ。直すべからざる由を仰す。又暫くして來り、膝突を直すを聞く。又直すべからざる由を仰す。外記見参を奉るべきの道を知らざるに似たり。壇上より参進すべき状を存ずるか。仍つて上達部に示して、高声に其の道を告げしむ。然る後外記孝道、見参並びに禄目録を書杖に挿み、小庭に居る。余目するに、膝突に進みて見参等を奉る。披見の間、殿上に侍従等無し。而るを案内申して云ふ、

「見参を度さず」といへりへ頭藏人出納に仰せて、見参を書かしめ、外記に賜ふ。又外記催し請ふ所。而るを外記催し取らざるか。又頭藏人等案内を知らざるか。宛も暗夜に臨むが如し。先例殿上の見参は外記に給ふ。外記一紙に書き載せ、上卿に奉るの例なり。而るを只弁・少納言見参を注し、而して別紙に大外記（菅野）敦頼注す。侍従に非ずと雖も大夫・外記・史等別紙に注するが例なり。外記孝道古実を知らざるか。今気色を見るに、驚き催さざるに似たり。今に至つては何為んぞ。見参等を見、了りて返し給ふに、挿みて愁に退き小庭に立つ。余座を起ち、軒廊東の第二間より出で、御所に進む。余弓へ警固の間弓箭を帯するの故に依るなりを以つて、射場の壁に寄り立ち、杖を伝へ執りて藏人（平）雅康に付す。奏聞の次いでに、殿上に侍従の見参無きの由を問ふに、答へて云ふ、「案内を知らざるは、不覚と謂ふべし」と。や、久しくして見参を返し給ふ。余宜陽殿の座に復し、外記見参等を進め、空杖を執りて退出す。少納言へ（源）貞亮を召し、見参を給ふ。次いで仰せて云ふ、「留るべからず、夜闌」と。次いで弁へ重尹を召し、禄目録を給ふ。了りて座を起ち、敷政門より出づ。両卿相従ふ。今日藏人景理朝臣宣旨一枚を下す。即ち右中弁重尹に給ふ。

「斎場所始めの事」

十日、庚辰。今日卯の剋、斎場所を始む。参内す。左大臣、内大臣、大納言齐信、中納言俊賢・隆家・行成・時光、参議経房・実成参入す。

「即位の擬侍従を定むるの事」

左大臣即位の擬侍従を定め申す。左四品昭登親王、從四位上藤原顕信。右四品清仁親王、從四位下藤原朝臣資平。少納言從五位下源朝臣貞亮・從五位下藤原朝臣惟光へ中務少輔。宣命は從二位藤原朝臣行成へ中納言。典儀は從五位上源朝臣時隆へ少納言。左宰相中将へ源経房。執筆。両親王元服の後未だ参内せず。而るを然るべきの親王無きに依り、今日四品に叙す。但し定め文に書き載するも、未だ内記に仰せられず。左大臣云ふ、「今日内印の事有るべしへ代始め。今日の内印、中納言俊賢これを行ひ、吉服を着る。内案先に左府に奉ると云々。後日御禊の次第使・供奉の侍従等を定め申すべし」と。大略十三日、大臣陰陽寮に御禊の日時を勘申せしむ。悠紀・主基所物無きの由を申すに、近江・丹波に據おのおの十人を給ふべし。但し前例を勘へしめ、奏聞せしむべしといへり。左中弁に仰す。即ち大外記敦頼朝臣三代の例を勘へ申すに悠紀・主基所に給ふの由を見ず、只除目を引き

て勤へ申すなり。疑ふ所のものの中に人給等有るか⁹³。官に仰せしめて勤へ申さしむ。彼の間の文書⁹⁴を見るべきに依るなり。

〔五節定めめの事〕

五節の事を定めらると云々。殿上⁹⁵は大和守（藤原）輔尹・撰津守（橘）為義。左大臣・右大臣・小臣、晩頭退出す。

〔親王叙品の事〕

故院の宮達四品に叙するの御慶事、書状を母氏（平祐忠女・同祐之女）の許に送るなり。悠紀・主基所の行事の弁等云ふ、「齋場所時剋始め了る。停滞無し」といへり。又申の剋小忌の座を立つべしといへり。

〔礼服を御覧の事〕

今日主上礼服を覧る⁹⁶。左府源中納言を以つて奉らると云々。未だ其の意を得ず。案内を知るの人は、近習を挙げらるか。主上甘心し給はずと云々。

十一日、辛巳。右中弁来るも、相逢はず、資平を以つて事の由を通ぜしめて云ふ、「左衛門尉（甘南備）保資事無く勤むるに、檢

非遣使と為す、これを為すこと如何。又請加の例有り」といへ

り⁹⁷。左衛門府生良信を加へ寄すべきの由を仰す。丹波国より解文一枚並びに古地の美名の注文を進む。仰せて云ふ、「解文は左中弁に付すべし。美名の注文は、須く（源）兼澄朝臣に仰せて和歌を讀ましむべし⁹⁸」と。而るを召問せらるる所有り、過状を進むと云々⁹⁹。暫く此の程を過し、状に随ひてとかくすべきなり。

〔例幣の事〕

今日伊勢の例幣使立つ。但し行幸無し。春宮大夫齊信卿これを行ふと云々。

〔故院の御読経・御念仏の事〕

十二日、壬午。資平云ふ、「今日故院に於いて御読経・御念仏有り。毎月十五日此の事有るべし。今日吉日に依り始行せらる、所左大臣・右大臣及び諸卿多く参ると云々。女房参入すと云々。御処分有るべし¹⁰⁰」と云々。人云ふ、「右府五節の儼姫を献ずるに堪へざるの由を奏せらるべしと云々。事を室家の母に寄す¹⁰¹」と云々。

「大嘗会の間の事」

十三日、癸未。左右両中弁相並び来り、おのおの方々の雑事を申す。或は奏すべきの書、或は上卿の下すべきの文等なり。右中弁云ふ、「左衛門督48云ふ、「作物所の愁文に云ふ、「悠紀の標所は書所の人を宛てられ、主基の標所は作物所の人を宛てらる49。而るを今般両つ乍ら書所の人に定めらるるは、事の由を示すべし」といへり。余答へて云ふ、「先日此の事有り。即ち尋ぬべきの由を答ふ。而るを指して見る所無しといへり。今此の事有るは如何」と。弁云ふ、「又々尋ね見相かはりて奉仕するか」といへり。両方の弁おのおの取り別く所前例を尋ねられざるは如何作物所の愁へ申す所前跡に叶ふ。改め定めらるるに又何事か有らん。一日作物所同じ愁文を進む。然れども先日左金吾の消息有り49。又々示さるるに随ひてとかく有るべきなり。仍つて子細を仰せざるのみ。

「春宮御馬御覧の事」

東宮（敦成親王）に参る。左府太子を抱き奉り、殿上に出て給ひて御馬を御覧す。太子綱末を取り牽かしめ給ふ49。藤大納言・皇太后宮大夫（藤原公任）・右衛門督（藤原懷平）祇候す。

「大嘗会の寄人の事」

左中弁下ト食国々申宣旨。即ち同弁に下し給ふ。弁云ふ、「事多きも、檢非違使少なし。三人を寄せらるるの例有り49。左衛門志（林）重親・左衛門府生（凡河内）俊致へ俊致は近江の国司の申請を寄せらるることを請ふ」と。即ち請に依り宣下。晩頭参内す。藤中納言・左衛門督同じく参会す。しばらくして退出す。

「皇太后宮の御給の事」

十四日、甲申。日者、資平御即位皇太后宮（藤原遵子）御給為加階、度々大夫を以つて啓せしむるも、頗る難渋有り。可候官司、給大嘗会有何事乎、御即位・大嘗会は来月の事なり。頗耳（脱アルカ）。

十五日、乙酉。今日資平近江・丹波等兼国の事、奏聞すべき由、頭弁に示送し了んぬ49。また近江守を以つて左相府に達せしむ。

十六日、丙戌。今明物忌。諷誦を清水寺に修し、参内すべし。最初の除目に依るなり。左中弁丹波国の解文を齎し来る。左中弁に付すべきの由を答ふ。

「大嘗会の御禊の装束等の定め的事」

四条大納言告送して云ふ、「昨日左相府大嘗会の御禊の装束司・次第司、供奉の人等を定め奏す^四」といへり。参内す。諸卿へ左大臣、右大臣、内大臣、大納言道綱・斉信・公任、中納言俊賢・隆家、参議懐平・経房・実成へ参入す。左大臣大外記敦頼朝臣を召し、二省候せしむべきの由を仰す。日没藏人景理朝臣左大臣を召す。左大臣参上し、除目有り^四。此の間予私に退く。懐ふ所軽からざるに依る。藤大納言・春宮大夫鈍色を着て参る。吉服を着るべきの天気有りと云々。仍つて藤納言吉を就け陣に候す。春宮大夫退出す。

今日午の剋、悠紀・主基の行事所を始む。弁陣頭に於いて案内を申す。今朝四条納言大嘗会の御禊の装束・次第司等並びに供奉の人の定め文を問送す。案内並びに代官を補すの事を下し給ふ。故殿の天慶九年の御記を詳に見、これを注し遣し奉り了んぬ。今日将監(身人部)仲重左兵衛・右兵衛府の旌を持ち来る。これ纒縁等の幡なり。当府^四大儀の雑具の納倉、焼亡の次いでに悉く焼失す。傍府の器仗を借り、本と為し調ぜしむるなり。『^四』
 「虎賁の事」
 但し左兵衛府の纒縁の繡は左虎賁に有りて、衛纒といへり。件の

銘を見るに年来の憤を散ずるのみ。先日左相国左大将と為るの日、將軍を辞するの表を上る。余勅答を作らしむべきの仰せを奉じ、大内記(紀)斉名に仰せて作らしむ。大将の職を以つて虎賁^四と作す有り。余疑ひ難じて云ふ、「虎賁は將軍を指すの文に有りや」と。其の答分明ならず。仍つて直ちに羽林を以つて、^四今、件の事年来鬱問とする所、今左武衛の旌銘を見るに、蒙を開き感有り。彼の時は愚疑し今日たまたま中る。後の為にいささか由緒を記す。

「坊官除目の事」

十七日、丁亥。昨日の除目、大外記敦頼朝臣これを注送す。坊官・帯刀の外他事無し。

「故院の親王達拝賀の事」

十八日、戊子。昨日(戊の剋)故院の宮達参内す。射場に於いて慶賀を奏せしめ訖んぬへ其の道敷政門並びに南階の下を経と云々。即ち昇殿を聽され、召に依り御前に参り、又廂に候す。菅の円座を以つて座と為す。暫らくして退下せしむべく、中納言隆家・行成、参議経房等親王に相従ふと云々。御前に候するの間、左大臣御帳の辺に候すと云々。資平の談ずる所。

十九日、己丑。右中弁来りて云ふ、「雑事人を以つて伝へしむ」と。勘宣旨有り。左中弁に付すべきの由を示す。兼澄朝臣来りて云ふ、「今日怠状を返し給はる。是汝往亡也」といへり。去る十六日参内の次いでに、奏聞すべきの由頭弁に触れ、又左相国に申す。「兼澄朝臣は、主基齋場所預、今公家の勘事有り、事に従ふこと能はず。仍つて奏聞せしむる所」と。彼の日の内に怠状を返し給ふに、兼澄遅参し、今日に及ぶと云々。

「親王礼服を申すの事」

(平)公誠朝臣来りて云ふ、「威儀親王(清仁親王) 礼服無し。仍つて左宰相中将を以つて左府に申さしむるに、命ぜられて云ふ、『礼服は小一条に在り。今上の一宮(敦明親王)の進退、下官を以つて奏聞せしむべし』」といへりと云々。源知通へ(源)政職朝臣の養子。政職朝臣の子と同姓なり。帯刀に補するを申さんと欲す。而るを不興の氣有り。他の人を申さんと欲するの間、兼澄朝臣養子を以つて補するを申すべきの由を陳べ、許諾し了んぬ。実はこれ(藤原)致貞朝臣の子、富小道右相府(藤原顯忠)の孫といへり。

「親王の礼服の事」

二十一日、辛卯。早朝、道々の支度を持ち来る。資平を以つて伝へしめ、参内す。清仁親王の奏せしめしの礼服の事、藏人景理朝臣を以つて奏せしむるに、仰せて云ふ、「礼服は左衛門督藤原朝臣に借与の由、聞こしめし有り」と。但し仰せを左大臣に遣りとかくを仰すべし。一日親王参入す。はなはだ幼く若し。儀式に従ふは如何といへり。

「天地災変の祭の事」

景理朝臣云ふ、「一日の天地災変の祭の用途料の米五十石なり。而るを藏人並びに陰陽師祭の齋きに籠らず。仍つて其の狂饗止め、饗料米十石不用」といへり。宣旨四十石に改むべきの由、右中弁朝臣に仰す。左中弁宣旨を下し、即ち同弁に給ふ。

「悠紀・主基国に掾を給はるの事」

弁宣を伝へて云ふ、「悠紀・主基の両国に掾三人を給ふ。おのこの行事所に七人を給ふべし。但し給爵の宣旨を下し、使国に給ひて其の料を進めしめ、大嘗会の用途に宛て行ふ。但し会の前後に依りて下し、国司の申請に随ひて裁き給ふべし」といへり。宣旨を両国に給ふべきの由、両弁に仰せ訖んぬ。陣頭人無し。仍つ

て殿上に参上するに、左相国直衣を着、台盤所より殿上の侍所に
出で居り。内大臣、中納言俊賢・隆家・行成、参議懷平・実成殿
上に候す。左府御即位・大嘗会の事等を談ぜらる。秉燭退出す。

尹中納言（藤原時光）玉冠を借り取り資平に賜ふ。殊に修理すべ
く、玉多く落失し、巾子破裂す。断ちて張らしむべし。

二十二日、壬辰。早旦左中弁来り、おのおの方々の雑事を申す。
昨日両国に給爵すべきの宣旨を見、左府の処分を請ふべきの由を
答ふ。又悠紀・主基の行事所の召物進めざる国司は、大祓を科し、
見任を解却すべきの宣旨有り。これ新起請の宣旨に非ず。前例を
尋ね申し下す所の宣旨なり。此の会に觸るるの事数千万、曆上に
記書すべからず。口これ大略の大略なり。

二十三日、癸巳。衙前のの両弁おのおの陳ぶる所有り。これ悠紀
・主基等の事なり。子細を記さず。参内し、陣の壁後を徘徊す。
此の間に春宮大夫・皇太后宮大夫の・右衛門督等参入す。藏人景
理朝臣陣頭に来り、上達部の見参を問ふ。

〔御馬御覧に参らざる御馬騎の事〕

二十五日、乙未。将曹（下毛野）公助申して云ふ、「昨日左右の

御馬を御覧の後、左少将（藤原）忠経腋陣に出でて勅を伝えて你
ふ、『御馬騎、故無く御馬を御覧するに会せざる並びに城外する
の者、重く召勘すべきなり。此の趣きを以つて大将に伝へ仰すべ
し』といへり。仰せの詞委曲多し。然れども具に記す能はず。
忠経は職事の人に非ず。すなはち伝宣すべからず。只御馬を御覧
ずるの間、御前に候する者なり。これを計るに本府の事を仰せら
るるか。案内を頭藏人に取り仰せ下すべきの由、公助に仰せ了
んぬ。

二十六日、丙申。去る夜犬産有るの由、今朝女房の申すなり。事
已に実有り。仍つて札を立てしめ訖んぬ。

〔御馬騎誠むるの事〕

資平内より退出して云ふ、「昨日陪膳に候するの次いでに、仰せ
られて云ふ、『御馬騎の者誠むべき仰せの事、仰せを伝へしむる
所、若し大将聞く所有りや』と。奏して云ふ、『昨日将曹公助宣
を伝ふること有り。而るを大将答へて云ふ、『頭藏人に非ざる他
府の将に仰せを伝ふるは如何。案内を取り仰せ下すべきの由、仰
せの宣べ様承る所なり』』と。仰せて云ふ、『申す所然るべ
し』と。左大臣奏して云ふ、『忠経朝臣に仰せらるるは、便ち

右府に仰すか』といへり。吾云ふ、『頭藏人を以つて仰せしむべきかと云々』と。又大臣云ふ、『忠経朝臣に仰せらるる何事か有らんや』といへり。仍つて仰せを伝ふる所なり』といへり。

〔拔穂使^〇濫行の事〕

二十七日、丁酉。右中弁丹波国解・郡解等を持ち来る。先に左府に申し、彼の命ぜらるるの趣きに随ひ、左中弁に付すべきの由を答ふ。国解の趣き、拔穂使非法濫行を致し、種々の物等を責取るの事なり。穢に依り資平を以つて伝へしむるなり。晚に乗じ又弁来りて云ふ、「左府に申すに、命じて云ふ、『奪取の雜物は糺返さるべし。極めて不便の事なり。早に奏聞せしむべし』」と。左中弁朝臣云ふ、「今日は参らず」といへり。頭弁を以つて奏せしむべしといへり。夜に乗じて(源)為堯朝臣来り、主基の風俗所^〇の雜事を申す。

寛弘八年九月

二十八日、戊戌。参内し、殿上に参上す。大納言公任、中納言俊賢・隆家、参議懷平・実成・(源)頼定同じく雲上に候す。内大臣陣に候し、かれこれ壁後を徘徊す。余退出す。公任・俊賢・隆家・頼定同じく出づ。左大弁云ふ、「今日官に参る。位記召給に依る。而るを式部参らず、停止す。上卿又参らず云々」と。頭弁

宣旨を下す。これ丹波国の解文^〇へ拔穂使濫行の事なり。非法の事制止を加ふ。又責取の雜物を糺返すべし。

二十九日、己亥。右中弁来る。即ち宣旨へ昨日の丹波国の解文^〇を下す。弁^{マヤ}朝臣云ふ、「今日朱雀門に於いて大祓有り。毎月晦日これを行ふ、これ例なり」と。

〔春宮に忍傷^{マヤ}せらるる者の事〕

夜半ばかり、資平告送して云ふ、「青宮に刃傷せらるる者有りと云々。若し参入すべきか」といへり。先に来べきの由を答ふるに、即ち馳せ来るを、宮に参らしめ了んぬ。しばらくして罷り出でて云ふ、「下人春宮の御在所の縁辺の簀子に登る。主殿首^〇内藏有孝見付け、捕へんと欲するの間、刀を抜き有孝の両所を突くと云々。既に逃げ去る。檢非違使に仰せて尋ね捕へらる云々」と。

注記

寛弘八年(一〇一一)

(1) (藤原)為任^〇ふじわらのためとう(？)一〇四五)。大納

言藤原濟時男。同母弟に、次条に出る通任がおり、異母姉に、

三条天皇の皇后となる城子（城子。すけこ）がいた。本条の翌年に当たる民部大輔在任中の長和元年（一〇一二）姉城子の立后に兄弟の縁から奉仕し、亮に任ぜられる。なお、実資は為任を「僕従」と記していることから、実資の家司的役割を果たしていたと考えられる。民部大輔の後、齋宮別当、伊予守等を歴任する。寛弘八年七月十一日の条及び注記(50)を参照。

(2) (藤原通任) 〓ふじわらのみちとう（九七三？〜一〇三九）。

寛弘八年七月二十四日の条及び注記(88)を参照。なお、通任は、道長政権下において、姉城子の立后や敦明親王の春宮権大夫など、他の公卿が忌避した仕事をも務めている。

(3) 慮外の天恩の気有りと云々〓八月二日の一条院の御法事に参入の人々の装束について、頭弁の源道方が、公任のところへ送って来たのと同趣旨の事を、頭の馬頭の藤原通任も兄為任のところに示送して来たのだが、これには、道長の気色と同時に、思いがけなく、三条天皇の配慮も働いていたのである、の意。なお『史料大成』は、こ、を「有慮外天恩（思）之気云々」と作る。

(4) 源宰相（頼定）〓げんさいしよりさだ（九七七〜一〇二〇）。村上源氏。為平親王の二男。母は源高明女。寛弘六年（一〇〇九）参議。宰相は参議の唐名。寛弘八年当時は正四位

下、伊予権守で三十五歳。一条天皇時代における高名の雲客で「天下之一物」（『続本朝往生伝』）、「かたちよき君達」（『枕草子』四三）などと評された。頼定の姉妹の一人、婉子女王は花山天皇女御であり、後に実資の室となった。

(5) 殿上の饗〓てんじょうのきょう。一条院の中殿に設けられた饗の座。「八月二日、癸卯。此日御法事。於中殿有此事」

（『御堂閔白記』寛弘八年八月二日の条）。

(6) 本院〓ほんいん。平安中期以降、上皇が同時に二人以上ある場合に、第一の上皇をいう。一の院。中院・新院に対していう。こ、は冷泉上皇である。中院（第六十四代円融天皇、正暦二年（九九二）二月十二日没、三十三歳）、新院（第六十五代花山天皇、寛弘五年（一〇〇八）二月八日没、四十一歳）既に亡く、冷泉上皇の病没されるのも、本条より問のない寛弘八年（一一〇二）十月二十四日（六十二歳）のことである。

(7) 廳〓ちよう。「庁の御坊（ごぼう）」か。庁の御坊とは、京都、御室（おむろ）の門跡すなわち仁和寺の住職に召し使われる者（坊官）をいう。今は、その「総在庁（そうさいちやう）」と呼ばれる坊官が、御門跡に代って、一条院の御法事に参院しているものか。

(8) (藤原) 忠経〓ふじわらのただつね（？〜一〇一四）。権大

納言藤原道頼の男。右兵衛権佐、左近衛少将（本条の時点）、藏人等を歴任し、従四位下左馬頭まで進むが、長和三年（一〇一四）正月に至り卒去。父道頼の早世（長徳元年（九九五）二十五歳没）以後、長く叔父道長の庇護の下にあった。寛弘二年六月二十九日の条及び注記(40)（『小右記訓読稿第三編（続）』を参照。

(9) 皇太后宮（藤原遵子）Ⅱふじわらののぶこ（九五七〜一〇一七）。円融天皇の後宮。四条宮。関白太政大臣藤原頼忠の一女。天元五年（九八二）三月十一日、中宮となったが、円融との間に皇子なく、素腹の后と呼ばれた。里邸の四条第で実弟の公任夫婦らとともに住み、公任の子女を養育していた。正暦元年（九九〇）十月皇后、長保二年（一〇〇〇）二月二十六日皇太后、長和元年（一〇一二）二月十四日太皇太后となり、寛仁元年（一〇一七）六月一日薨じ、宇治木幡に葬られた。

(10) 左府案内せらるⅡ敦成親王（あつひらしんのう。一〇〇八〜一〇三六。後一条天皇としての在位は、一〇一六〜一〇三六の二十一年間で、長元九年（一〇三六）四月に二十九歳で没）は今、四歳の幼年、祖父道長に御誦経の座に導かれて行くのであるか。

(11) これ便に随はれ定むる所なりⅡここを、『大日本古記録』は、

「是彼随便所定也」と作るが、「是彼（被カ）随便所定也」とある『史料大成』に従った。「これ」は、前条の「又諸宮の使々々便無かるべきの故なり」をさすか。

(12) 修子内親王・敦康親王Ⅱながこないしんのう（九九六〜一〇四九）。今、十六歳。あつやすしんのう（九九九〜一〇一八）今、十三歳。いずれも、彰子腹の敦成より年長である。

(13) 藤原元子・同尊子Ⅱふじわらののもとこ（生没年未詳）。一条天皇女御。のち参議源頼定の妾妻となる。父は右大臣顕光。長徳四年（九九八）六月、皇子誕生の期待をになって産気づいたものの水ばかりの出産で世間の物笑いの種となった。寛弘九年（一〇一二）一条崩御の翌年、参議源頼定と恋に落ち、家を捨てて、乳母子の車宿に愛の巢を営んだ。ふじわらのたかこ（九八四〜一〇二二）。一条天皇女御。のち参議修理大夫藤原通任（三条天皇皇后の城子の弟）と結婚。父は関白贈太政大臣道兼。長保二年（一〇〇〇）八月二十日女御となるが、曹司が暗戸屋にあったので或は、母藤原繁子の局名に因んで、「くらべやの女御」と呼ばれた。一条との間に皇子なく天皇の寵もさほどでなく、弘徽殿女御藤原義子・承香殿女御藤原元子と共に「いと時めき給はぬ」三人の女御と言われた。

(14) 藤原繁子Ⅱふじわらののしげこ（生没年未詳）。右大臣師輔女。

永観二年（九八四）甥の道兼との間に尊子を儲ける。尊子は長徳四年（九九八）一条天皇の後宮に入るが、実際の面倒を見たのは、のちに繁子と婚する平惟仲であった。夫の惟仲は、尊子が女御となった年の翌長保三年（一〇〇一）大宰帥となり、繁子も筑紫に同行するが、寛弘元年（一〇〇四）夫の死にあい帰京。一条大路の北に好明寺（寺跡未詳）を建立し、余生を過した。当寺には甥の道長も訪れ、何かと援助を行うなど気遣いを見せている。本条は、その頃のことである。なお繁子是一条の懐仁親王時代に、その乳母をつとめていた。

(15) 元重服¹¹もとじゅうぶくカ。頼定は、村上天皇の第四皇子為平親王の二男であるが、その父の為平は本条の前年に当たる寛弘七年（一〇一〇）十一月七日に没している（五十九歳）。故に、頼定は今、父の服喪期間中である。

(16) 頭弁道方¹²源道方。みなもとのみちかた（九六九〜一〇四四）。宇多源氏。六条左大臣源重信の五男。本条の翌年の長和元年（一〇一二）参議。寛仁四年（一〇二〇）十一月権中納言となり、皇太后宮権大夫を兼ね「宮の大夫」（『榮花』）と呼ばれた。長元二年（一〇二九）正月大宰権帥。道方は藤原氏全盛の時代に数少ない源氏の上達部として、一条、三条、後一条、後朱雀の四朝に仕え、道長の五十算には諷誦を奉る文才を持ち、

また若い頃より「道方の少納言、琵琶いとめでたし」（『枕草子』）と見えるほど、管絃の才にも長じていた。

(17) 侍従（藤原）兼綱¹³ふじわらのかねつな（九八八〜一〇五八）。関白道兼の三男。同母兄に中納言兼隆がいた。長徳元年（九九五）父道兼の薨去後は叔父道綱の養子となる。左近衛少将、侍従（本条、二十四歳）、右馬頭等を歴任し、長和二年（一〇一三）禁色を許され、翌年三条天皇の藏人頭に補された。兼綱は、後の条に御傍親とある通り、一条天皇とは従兄弟の關係にある。

(18) 右少将（源）雅通¹⁴みなもとのまさみち（？〜一〇一七）。宇多源氏。左大臣源雅信の孫。父の死にあい、祖父雅信の養子となる。道長は、雅信女の倫子と婚していた關係から叔父となり、道長、倫子の眷顧に浴することとなる。

(19) 雅通の無礼は中るものなり¹⁵雅通も忠経や兼綱と同じように青朽葉を着て参入したのであるうか。この条の文意不審。テキストの原文は、「雅通無礼中者也」（『大日本古記録』）、
「雅通無礼中着也」（『史料大成』）とある。

(20) 左少将（藤原）定頼¹⁶ふじわらのさだより（九九五〜一〇四五）。藤原氏北家実頼流四条大納言公任男。歌人で、四条中納言と呼ばれた、中古三十六歌仙の一人である。家集に『定頼

集』があり、『後拾遺』以下の勅撰集に四十六首入集。小式部内侍・大式三位・相模らと親しかった。『大日本古記録』は、この条のはじめに「脱アルカ」と注する。

(21) 一昨夜半より冷泉院霍乱の如き悩みおはす。三日、甲辰、従夜部、冷泉院有御惱、参。五日、丙午、参入冷泉院。

(『御堂関白記』寛弘八年八月三日・五日の条)。「霍乱(かくらん)」は、「揮霍撩乱(きかくりょうらん)」の略。もがいて手を激しく振り回す意からいう。暑気あたりによって起きる諸病の総称。現在では普通、日射病をさすが、古くは多く、吐いたりくだしたりする病状のものをいう。今日の急性腸カタルなどの類をいったか。

(22) 存ぜしめ給ふこと難きに似たり。『大日本古記録』『史料大成』ともにこの条を「似難令存給」と作る。「令存給」は、文語文の語法に従って「存ぜしめ給ふ」と訓んでおく。

(23) ひごろ青宮御身熱く殊に悩み給ふべきに似たり」といへり。『七日、戊申、東宮(敦成親王)日来頗有御惱氣、無殊事』(『御堂関白記』寛弘八年八月七日の条)。

(24) 本院前記八月二日の条及び注記(6)を参照。

(25) 年来多く式日を過ぎてこれを牽く。『真衣野』は、甲斐国の御牧(勅旨牧)で、名馬甲斐の黒駒の伝統を持つ当国には、真

衣野とともに、柏前・穂坂の三御牧が置かれ、毎年計六〇疋の駒を貢進した。これを宮中で天皇が御覧になり、左右の馬寮や貴族たちに馬が分給され、それを彼らが牽く儀式の式日は、甲斐国真衣野の場合は、毎年八月七日と定められていた。因みに貢馬を進める東国四国(信濃・上野・武蔵・甲斐)の駒を牽く式日は、甲斐真衣野・柏前が八月七日、武蔵秩父が十三日、信濃諸牧が十五日(のち十六日に変更)、甲斐穂坂が十七日、武蔵小野が二十日、信濃望月が二十三日、武蔵諸牧が二十五日、上野諸牧が二十八日と、八月に集中していた。

(26) 或は冬月に臨んでこれを牽く。例えば、甲斐真衣野の駒牽の場合も、寛弘二年(一〇〇五)には、十一月に入ってこれを牽いている(「昨日駒牽、今日只分給左右馬寮、依無便分取也」(『小右記』寛弘二年十一月十六日の条)。

(27) 宣耀殿(藤原成子)の御消息。『御禊の女御代(ごけいの)にようごだい。大嘗会の御禊の儀を行なう時、選ばれて女御の代わりをとめる女官』の事を聞いて来た成子(成子・すけこ)の御消息は、弟の藏人頭右馬頭藤原通任が携えて来たのであろう。

(28) 疑ふ所は、若し夢想か、はた易筮か。『匡衡が言わんとした事は、これを推量するに、若しかして彼のみた「夢想」(むそう)。

夢の中に神仏の示現があること)か、または彼のたてた「易筮」(えきぜい。筮竹を用いて易占いをする事)の事であったのだろうか、の意。

(29) 仍つて座を起ち殿上に参上するに、諸卿祇候す。この一条、後の条との時間的な関係が分明でない。

(30) 彼は相共に御消息あり。外記の、饗を居うべしの言葉で仗座を起つて陣後に在った時、勸賞叙位の一事で御前に参上しようとする道長から、この件についての実資の意見を求めるために言葉があつたのである。

(31) 次人を以つて御前に召し行はるるは如何。叙位の事は、一の上(左大臣)が執行すべきであつて、次人(右大臣)がこれを行うのは不可である、の意か。

(32) 自ら又承り行ふは便無かるべきなり。この道長自身が叙位を執行することの不都合というのは、叙位に係わる者たちが、道長の家子や家司などであるためか。前条にも「然るべからざるの状を奏せしむ」とある。

(33) 若し藏人頭を以つて伝へ仰せらるるは如何。特例と言うか、次善の策と言うことであろう。後の条でも、これを繰り返して言っている。

(34) 皇太后宮大夫同じく此の儀に預るも、思慮を廻らし難し。

「皇太后宮大夫」は、権大納言の藤原公任である。公任が顕光と同じように、この叙位の儀に係わるなどは論外である、の意。

(35) 而るを我が為に此の憚りありといへれば、他の人はなはだ難じ申す。左大臣を差しおいての執行とは、という非難を言っているのか。「此の憚り」の「此の」が不審である。

(36) 無益なる確執。右大臣が叙位の事を執行するという事についての異論は到底、唱えようもない程に、顕光の叙位執行の意向は強い気色であつた、の意。

(37) 相府即ち殿上に参上し。「上階の事」執行についての結末を奏上するために、であろう。

(38) 従四位上隆子女王(隆姫)。「大日本古記録」は、こゝを「従四位上子女王」とし、「隆姫」と傍注しているが、「従四位上子女王へ子上恐脱隆字歟」とある『史料大成』に従つた。なお、『御堂関白記』は、ここを「隆姫子女王へ従四位上」としている。

(39) 左大臣家を以つて子を賞し、事両端に分れ、未だ其の旨を知らず。勸賞叙位の処分に当たつて、その遇し方に左大臣道長家と左衛門督頼通家との間に大きい差異がある。その意図が分からない、の意。前条にも「件の叙位未だ其の意を得ず」とある。頼通は、既に一家をたてているという判断があつたのであ

ろるか。『御堂関白記』に依ると、この叙位は道長の意向に添うてのものであったようである。「奏云、猶可被行、可給一兩人者、仰、可然人々随申者、教通へ正三位・頼宗へ従三位・家司(藤原)保昌へ四位・隆姫子女王へ従四位上・幸子へ従五位下)奏聞了退出」(『御堂関白記』寛弘八年八月十一日の条)。

(40) 頼宗は今日禁色を聴され、頼宗は既に旧主(一条天皇)の御時の禁色の人であった。御代替りの為、改めて聴されたものか。

(41) 反閉へんばい。返閉・反陪とも。前編と重なる注記になるが、これは、陰陽家の秘法であり、特にわが国で、天皇などの貴人が、神拝、外出などする時、邪気をはらい除く為に、陰陽師が足で地を踏みしめ呪文を唱えて千鳥足に歩み、貴人もその後について同じように歩むもの。禹歩。なお、前条の「南殿」は、東三条第のそれである。

(42) 御前に於いて禄を給はらば、なほ執りて進むが誇りを除くか。上臈の右大臣の議は、つまりは失というべきか。なおここを『大日本古記録』は、「於御前給禄、猶執進非深謗歎」と作るが、「於御前給禄、猶執進除謗歎」とある『史料大成』に従った。

(43) 鳳輿へほうよ。「鳳輦(ほうれん)」に同じ。輦車(てぐる

ま)の一つ。即位・大嘗会・御禊・朝観・節会など盛儀の行幸の際、天子・天皇の乗御に供するもの。屋形の頂上中央に金銅の鳳凰が据えてあるところからの称。鸞輿(らんよ)。

(44) 大舍人へおおとねり。おおとねり。令制での下級官人。交替で宮中に宿直し、行幸の供や雑用をした。中務省の左右大舍人寮に属し、四位、五位の子や孫をあてた。

(45) 今日左大臣列に候せず、思ふ所有るか。後の条にも「今日供奉行幸之諸卿、左大臣へ但不列立諸卿、又不騎馬、乗車祇候」とある。道長のこの行為を「今日故院の七々の日に当り、思ふ所有るか」と実資は推量している。故一条院に対する服喪の思いゆえに、表立った行為を慎んだのかというのであろう。『御堂関白記』にも、「行幸、須乗馬、而依有所思、申有所勞由、自他道到陽明門」とある(寛弘八年八月十一日の条)。

(46) 侍従西の座に分ち着くは、然るべからざるの由を仰す。宜陽殿の西廂は、その南側は左近衛陣座であり、その北側は公卿座で、節会に際しては、公卿はここで酒飯を賜った。

(47) 吉書へきつしよ。吉日良辰を選んで奏聞する儀礼文書。公家、武家に於いて、改元、年始、讓位、代替など事が改まった時に奏聞した文書。

(48) 擲采の戯へ聚攤なり。有り。『源礼委記』元永二年(一一一

九年・鳥羽天皇朝) 六月二日の条には、この擲采(てきさい)の遊びについて、次のように述べられている。「次に碁手之紙(本記では前の条に「碁手へ紙」を召す」とある。碁手とは碁の賭け物の意であつて、それには往時の貴重品としての紙が多く用いられたので、碁手紙という固定概念の語が成立したのである)を置くへ関白大臣は四位を用い、陪膳の納言以下は五位之を役す。次に、関白大臣の前の物を撤し、切燈台(本記では「小燈台」とある)を座上に立て、昔の円座一枚を置く。次に権大進頭頼、筒篋(本記では「筒采」とある)を置く。次に、殿上人・上達部各々下臈(り)紙を置く。次に篋を擲(う)ち(本記では「擲采」とある)了はつて(後略)」これを見ると、賽は筒の中に入れてあつて、主人の前に敷いた一枚の昔の円座の上に起き、傍には、六を極数とする六面体の賽の目がよく見えるように、切燈台を立てて置き、その周囲に集まつた人々が賭け物としての碁手紙を置く。そして采すなわち賽・篋を擲(な)げて、その賽の目の出た数によって、勝負を争うのである。割注の「聚攤(しゅうたん)」「の「聚」は、あつめる、「攤」は、漢音、呉音ともにタン、訓はヒラクであつて、手でまき散らす、の意。擲采の技を言ったものである。(萩谷朴氏『紫式部日記全注釈』上巻三〇六頁を参照)

49) 子の剋ばかりか。而るを亥の一刻を奏す。或云ふ、「名対面の事に依り、子の刻を奏せしめずと云々」名対面は、大内裏の宿直者、又は行幸啓・御幸供奉の親王公卿を点呼し、名のらせるものであるが、宿直者の場合は、左近衛は亥・子の両刻、右近衛は丑・寅の両刻の巡回の度ごとにこれを行なうもの、おむねは亥の刻を定刻としてこれを行なう。今は、行幸供奉の場合であるが、この宿直の場合に准じたものであろうか。

50) 感応有るか。こうして気象に恵まれたのは、内裏遷御の無事を願つて、神仏に加護を祈念した、その信心の思いが神仏に通じた為であらうか、の意。

51) 恐所内侍所に移し奉ると云々。「恐所(かしこどころ)」は「賢所」で神鏡の八咫鏡(やたのかがみ)をいう。これを温明殿(うんめいでん)内の内侍所(ないしどころ)に神鏡は内侍が守護したゆえに、このようにいう)に移し奉るのである。

52) 還りて謀略に似たり。道長が敦康親王に自分の領家の二条家を提供した、その真意は、敦康が叔父の隆家邸に遷つたり、或は今里裏として機能していた一条院を御領としたりする事に依つて、母定子亡き後、自分の庇護の下にあつた親王が、その庇護から出でて、自立して行く事を警戒し、防ごうとする深謀にあつたのではないか、の意。但し、敦康は何度か東宮の候補

にはなったが、その都度道長にさえぎられて遂に東宮になることはなかった。

- (53) (源) 頼光朝臣魚袋を佩して参入し、諸人属目すⅡ「魚袋(ぎよたい)」は朝廷に伺候する高級官人の地位を標示する魚形の符である。これは鮫皮包みの長方形の小箱で、表面に四位・五位の殿上人は銀、三位以上の公卿は金の魚形をつけ、紐で石帯の右腰に下げるとした。頼光が、内昇殿を許されるようになるのは、本条より五年後の後一条天皇の時代(在位一〇一六―一〇三五)になってからである。また、魚袋は、通常約束にはつけず、特に節会、大嘗会、御禊などの儀式に際して用いたものである。なお、源頼光(みなもとのよりみつ。九四八―一〇二二)は、清和源氏。満仲の嫡男。備前、但馬等の国守を歴任し、その国守の経験によって得た財力を以って摂関家への追従に励んだ、中・下級貴族の身として摂関家に係わるところの「都の侍」といったところで終始した観がある。
- (54) 八幡宮に幣を奉るⅡ実資は、石清水八幡宮の放生会に当って、同宮に奉幣するのである。
- (55) 大嘗会の検校Ⅱ「検校(けんぎょう)」は「検校」とも表記し、点検し勘校すること。検査し監督することをいう。大嘗会の総監である。

(56) 積奠Ⅱせきてん。しゃくてん。さくてん。孔子を祀る典礼で、二月・八月の上の丁(ひのと)の日に行う。

- (57) 夜部定めらるる雑事Ⅱ「検校大納言一人(藤原実資)・中納言一人(頼通)・参議一人(藤原実成)、行事四位一人(藤原朝経)・五位三人(橘内成等)・六位四人、主基又同(藤原重尹等)、但検校兼行」(『御堂関白記』寛弘八年八月十五日の条)。
- (58) 音博士Ⅱおんはかせ。令制での式部省大学寮の博士の一つ。経書の音について明経の学生に教授した。定員二人。従七位上相当。こえのはかせ。
- (59) 式部輔Ⅱしきぶのすけ。式部省の次官。「輔」は、律令制で、四等官の第二番目、式部省の場合「輔」の文字をあてる。長官(かみ)の下、判官(じょう)の上位で、長官を補佐し、代理もする。なお、式部省は、朝廷の礼式及び文官の考課、選叙、禄賜などをつかさどり、大学寮を所管した。二条大路をへだてて大学寮に面し、大内裏の最も南側、朱雀門のすぐ東にあった。
- (60) 音博士参らざれば、替りて代官すべしⅡここを『大日本古記録』は、「音博士不参替可代官」と作るが、「音博士不参、替可代官」と訓む『史料大成』に従った。
- (61) 允は手長と為り、学生は益送Ⅱ「益送」(やくそう)は「役

送」とも書き、寮の允（じょう）。四等官で、大学寮の第三位）が務めている「手長（てなが）」が、饗宴の際に、御膳を次の間まで運び、給仕の者に渡す、膳の取り次ぎをする役であるのに対して、これは、天皇、貴人などの食物を陪食者に届ける役である。

(62) 勸盃唱平するも||「勸盃唱平（かんぱいししょうへい）」は、節会などで、盃をさし酒を勧めて長寿を祝うこと。

(63) 又弟子礼服無きか||ここを『大日本古記録』は、「又弟子着無礼服敷」と作るが、「又弟子着無礼服敷」と訓み「着」を不審とする『史料大成』に従った。

(64) 式文先に仮に行事所を点じ||前出の儀式書の二三四巻に見える式文に就いて、先ず暫定的に行事所の候補を挙げてみる、の意か。

(65) 悠紀・主基の行事所両所に分在するか||延喜式―七・神祇・践祚大嘗祭に、「凡造大嘗宮者、（中略）分列左右へ悠紀在東、主基在西」とあるので、行事所も左右両所に分在していたか。

(66) 藤大納言の子（兼経）首服を加へしむべし||「藤大納言」は、大納言藤原道綱。「兼経」は、藤原兼経||ふじわらのかねつね（一〇〇〇―一〇四三）。大納言道綱の三男。母は左大臣源雅

信女。母の縁から藤原道長の養子となる。道長の室倫子は兼経母の姉妹であった。本条に言う如く、寛弘八年（一〇一一）八月二十三日、道長の土御門第において元服。加冠は藤原実資が務めた。（寛弘八年八月二十三日の条参照）

(67) 彼は申の刻、これは亥の刻、指合ふべからず||「彼」は、華山院の宮達の元服、「これ」は、兼経の首服。（寛弘八年八月二十三日の条参照）

(68) 何ぞ進退の難き||ここを『大日本古記録』は、「何難進退了」と作るが、「何難進退了」として「了」を不審とする『史料大成』に従い、これを衍字とみておく。

(69) 今日宰相中将参入し、資平の事を中宮に啓す||寛弘八年八月の時点で、宰相中将と呼ばれるのは、右近衛中将の藤原兼隆と左近衛中将の源経房である。資平の事を中宮に啓する、その内容が、資平の任官に係わる事であれば、ここは、道長に近い兼隆（道兼の二男で、加冠の役を務めたのは、叔父の道長であった）であろうか。中宮は藤原妍子（ふじわらのきよこ。九九四―一〇二七。道長の二女）と思われるが、この時点で、彼女を中宮とするのは不審。妍子が中宮となるのは、この条の翌年の長和元年（一〇一一）二月のことである。この時点では、彼女は三条天皇の東宮時代に妃となった藤原娥子（ふじわらのすけ

こ。九七二〜一〇二五。大納言濟時女」と共に、三条天皇の女御宣下を受ける（直ぐ後の条の八月二十三日の条を参照）直前の尚侍の身分にあつたと思われる。

(70) 左中弁来り云ふ〓「左中弁」は、大嘗会齋行に当つて、その齋田を近江国に置く悠紀行事の筆頭の、左中弁藤原朝経である。

(71) 右中弁重尹朝臣来り〓「右中弁重尹」は、大嘗会齋行に当つてその齋田を丹波国に置く主基行事の筆頭の、右中弁藤原重尹である。

(72) 本意有るに依る〓道長は、兼経の加冠の役は、実資にと、はやくから心積りをしていたのである。

(73) 本家為す所有りや〓前条の「親王」は、三条天皇の第一皇子敦明親王（あつあきらしんのう。九九四〜一〇五一）で、母は、小一条大将濟時女の藤原成子（ふじわらのすけこ。九七二〜一〇二五）。「女御」は、その藤原成子。「頭の馬頭」の藤原通任は、濟時の息男（寛弘八年七月二十四日の条及び注記(88)を参照）であり、小一条家の当主として、甥や兄弟姉妹が、「親王」そして「女御」の宣旨を蒙るに際して、その本家が務めるべき事を実資に質して来たのである。

(74) 外記政〓げきせい。平安時代に入り、内裏建春門の東に大臣以下公卿が候し、外記が直侍する太政官候庁〓外記庁が設けら

れ、同庁に於いて公卿聴政が行われるのが常態となった。これが外記政であるが、この政務の形態は、第五十五代文徳天皇（在位八五〇〜八五八）の時には「常儀」となり盛行するが、第六十三代冷泉天皇（在位九六七〜九六九）の安和二年（九九九）二月二十八日には、既に衰退に及んだ外記政の励行を督促する宣旨が出されている。がそれにも拘らず更に衰退の速度を速めて、僅かに正月の年首の政始として年中行事の中に存続するにすぎなくなつた。その外記政が寛弘八年（一一〇一）八月のこの時点に出るのは不審である。

(75) 陣頭に於いて左右弁〓ここを『大日本古記録』『史料大成』ともに「左右弁」とあるが、これは、「左中弁」の誤記ではないか。左中弁の藤原朝経は、大嘗会齋行に当つて、その行事の筆頭の上席としての役務をつとめていたのではないだろうか。

(76) 中弁結政に営み着くといへり〓「結政」は「結政所（かたなしどころ）」で、これは外記庁（注記(74)参照）の南に在り、弁官、少納言、外記などが集つて、政務を行った役所。左中弁の朝経は、大嘗会検校の実資に進めた「行事所を始むる日時此文」の勘申の事を吉平に命じた後、この結政の座に着くのである。

(77) 重ねて案内を取らんと欲するも〓資平を以つて示達のあつた

事について、改めて頭弁（右大弁）に問いただそうとするのである。今日の、女御の宣下の場に、実資は上達部の一人として参入の事を天皇から仰せられたのであるが、花山院の宮の元服の所に参らねばならず、その参入の事はかなわないのである。今日の女御の宣下は、前記の藤原成子と道長の二女藤原妍子（ふじわらのきよこ。九九四〜一〇二七）の二所に対してのものである。

(78) 左衛門督・左三位中将〓「左衛門督」は、藤原頼通。「六月九日正二位去年自枇杷第還御賞」。「左三位中将」は、「右三位中将」の誤りで、藤原教通。「八月十一日正三位主上自東三条第内裏次有此賞」（『公卿補任』）

(79) 菅の円座を以って〓『大日本古記録』は、この後に、（脱アルカ）と注す。

(80) 輔（藤原）周頼〓中務大輔ふじわらのちかより（？〜一〇一九）。中関白道隆の男。侍従、右近少将、中務大輔、春宮亮等を歴任し、寛仁三年（一〇一九）九月卒。時に従四位下木工頭。関白の家に生まれ乍らも不遇に終わったのは、中関白家の没落だけでなく、その性格（不恪勤）にもよったものと考えられる。

(81) 雲上人の座席を絶ちて末に在り〓雲上人の座は、上達部の座と隔てて、その末座に在った、の意か。

(82) 藤兼経従五位上に叙すべし〓殿上童（前の条に「上童」とあった）より殿上人への昇叙である。

(83) 位袍を着し〓「位袍」は「いほう」で、官位相当の位色による朝服の袍。うえのきぬ。令の規定によれば一位は深紫、二位三位は浅紫、四位は深緋（ふかひ）、五位は浅緋（あさあけ）などとなっている。

(84) 頼左府依可無便〓ここに『大日本古記録』は、（脱アルカ）と傍注する。

(85) 立明〓たてあかし。たちあかし。庭上に人々を並べ、かかげ持たせて照明とした松明。また、庭上に立てて用いる松明。炬火（こか）。「立明者・人々隨身等有疋見」（『御堂関白記』寛仁二年十一月九日の条）。

(86) 大夫〓春宮大夫藤原齐信。

(87) 藤原良経〓ふじわらのよしつね（？〜一〇五八）行成男。日記直前の「拾遺納言」は、皇太后宮権大夫侍従兼中納言藤原行成（「拾遺」は「侍従」の唐名）。寛弘八年（一〇一一）元服。左兵衛佐、少納言、左馬頭、越前・伯耆・陸奥守等を歴任。長元八年（一〇三五）五月、藤原頼通の高陽院水閣歌合に於いて和歌を詠む。康平元年八月二日卒去。時に正四位下皇后宮権大夫であった。

(88) 樋_二ひ。刀身の背にそつた細長い溝。重さを少なくして、血走りをよくするためのものという。

(89) 仰せを書かしめんと欲する字の様を申す_二大嘗会の雑事の執行に当って、検校としての実資の示達の文書を書かせる、その文書の字体について書博士に質す、の意。

(90) 大嘗会の事の許可の延引は、随時に有るべきの儀か_二大嘗会の雑事の執行に於いて、その許可が延引する場合は、その時々々に於いて処置すべきであるか、の意か。

(91) 主基の方に取るべきか_二丹波国は、大嘗会の齋行に当って、主基の齋田が卜定されるゆえ、その国の国守は主基の行事所に取るべきであるか、の意。

(92) 右中弁は昇殿せざる者なり_二悠紀・主基に係わる奏聞の事は上席である悠紀行事の左中弁が行なったものか。

(93) 悠紀に主基の文等取り加へ_二ここを、『大日本古記録』は、「悠紀・主基文等取加」と、「悠紀」 「主基」を並列に作っているが、後に「取加」とあるから「悠紀主基文等取加」とする

『史料大成』に従うべきである。

(94) 但し大臣に覽すべきの文はおのおの左府に覽すべく_二「但し大臣に覽(らん) ずべきの文はおのおの左府に覽(らん) ずべく」と訓むべきであるか。

(95) 官掌_二かんしょう。かじょう(「かんじょう」の撥音「ん」の無表記から、読みくせとなったもの)。太政官の下僚で雑役をつとめる者。太政官の弁官のもとにいる(左右各二人の)官。

(96) 天慶九年等の例_二天慶九年(九四六)は、第六十一代朱雀天皇讓位(四月)、成明親王(第六十二代村上天皇)即位の年である。

(97) 而るを宣命を幔下に給はるに於いて称唯するは_二ここを『大日本古記録』『史料大成』ともに、「而於給宣命幔下称唯」と作るが、「幔下」は前条の文脈よりみて、「幔門外」とあるべきではないか、不審。

(98) 使王_二しおう。伊勢神宮に奉幣するために天皇の使者となる人。諸王の中から選ばれるのでかくいう。

(99) 賀茂・春日は替らざるの由賀茂に申さる_二「賀茂に申さる」の内容は、伊勢神宮に奉幣の日のいかに拘らず、賀茂・春日神社の祭日には変りはないということである。以下四条の「申さる」も同断。

(1) 昨日の考定の宴の座停止す_二「宴座停止」は、三条天皇の諒闇に依つてである。

(2) 安和元年九月二日_二安和元年是九六八年。前年の康保四年(九六七)五月二十五日に村上天皇没。憲平(冷泉)親王踐祚。

十月十一日に冷泉天皇即位（『紀略』）。よって大嘗会は翌安和元年の十一月下卯の日となる。

(3) 貞観元年九月三日＝貞観元年は八五九年。前年の天安二年（八五八）八月二十七日に文徳天皇没。惟仁（清和）親王踐祚。十一月七日に清和天皇即位（『三実』）。大嘗会は翌貞観元年となる。

(4) 元慶八年九月三日＝元慶八年は八八四年。此の年の二月四日に陽成天皇讓位。二月五日に時康（光孝）親王受禪。二月二十三日に光孝天皇即位（『三実』）。大嘗会は此の年元慶八年。

(5) 仁和四年の日記に云ふ、九月三日＝仁和四年は八八八年。前年の仁和三年（八八七）八月二十六日に光孝天皇没。定省（宇多）親王踐祚（『三実』）。十一月十七日に宇多天皇即位（『紀略』）。大嘗会は翌仁和四年となる。

(6) 殿上の侍従の役＝擬侍従（ぎじじゅう）である。これは、出居侍従や酒番侍従等と並んで、令に定められた以外の臨時の侍従職の一。天皇の即位や元日朝賀の儀において任ぜられる所役で、参議や親王の中から侍従に擬して任ずるところからこの名がある。後の九月十日の、「定即位擬侍従事」の条を参照。

(7) 坊官除目＝ほうかんじもく。坊官とは、春宮坊の官人の意で、春宮大夫以下の諸官を総称して坊官と呼ぶ。坊官除目は大嘗会

国司除目や追儼除目と並んで臨時除目の呼称の一つで、平安中期以降、春秋二回の定例除目（県召除目と司召除目）が執り行われたが、坊官除目は立太子の際に行われた。光仁朝ごろから天皇の即位と同時に立太子が行なわれ、更に東宮傅や東宮大夫の任命も併せて行なわれることが慣例化していくが、坊官除目もそうした中で次第に定着していったものと思われる。

(8) 女房＝この「女房」は主上（三条天皇）付きの女房か。後の「両督」は右衛門督（藤原懷平）と左兵衛督（藤原実成）の両人。

(9) 化徳門＝平安京内裏内郭門の一。和徳、華徳、花徳などとも表記される。『拾芥抄』には、「在東綏綺殿北」と載せている。敷政門（綏綺殿と宜陽殿の間に在る）とともに、左近陣への出入の際に用いられる。

(10) 藤原 景齊＝ふじわらのかげただ（？）一〇二三）。大宰大貳国章男。越前・河内・大和等の守を歴任し、この間、太皇太后宮（昌子内親王）権亮を務める。能吏とはいいがたい人物であるが、藤原行成は彼の沈淪を憐れみ、一条天皇に奏請し敦康親王元服に奉仕させたこともある。景齊の姉妹が源惟正室であり、惟正女が実資の早世した室であった関係から、実資と親交があり、その第に親しく出入りしていた。

- (11) 源兼澄源兼澄みなもとのかねずみ。生没年未詳。平安中期の歌人。
 光孝源氏。三十六歌仙公忠の孫、信孝の子。勅撰歌人命婦乳母の父。大中臣能宣の女婿で、その息輔親と親しく、輔親と並ぶ一条朝の専門歌人で、長和元年（一〇一二）大嘗会主基屏風歌を詠進し、長保五年藤原道長家歌合に出詠した。能宣・輔親父子をはじめとして、清原元輔・安法法師・曾称好忠・藤原長能・同実方らと親交があった。
- (12) 藤大納言藤大納言寛弘八年のこの時点で、大納言には、藤原道綱・同斉信・同公任らがいるが、ここは前条にも「藤納言」とある道綱であろう。
- (13) 男女の人男女の人蔵人または女蔵人などをいうか。
- (14) 右三位中将右三位中将（藤原頼宗）今朝初めて参る今朝初めて参る八月十一日叙従三位上自東三条第内裏次有此賞（寛弘八年『公卿補任』）
- (15) 今日左府官中の雑事を奉行の後初めて参る。仍つて鈍色の人仍つて鈍色の人は候せずは候せず着左仗、令申文、着吉服、余承可見文書宣旨後、初着座也初着座也（『御堂関白記』寛弘八年九月五日の条）。
- (16) 左府申文せしむ左府申文せしむ陣の申文である。
- (17) 申文了り彼の道方宣旨を左府に下す申文了り彼の道方宣旨を左府に下す右大弁道方は蔵人頭を兼任している。「宣旨」は、後の条に、「侍従の厨饗料米三十石を申す云々」とある。
- (18) 左衛門の陣左衛門の陣建春門（内裏東中央の門）の称。
- (19) 外記の門外記の門外記序の門である。外記序は建春門を出た東に在る。
- (20) 両丞相門の砌に到り両丞相門の砌に到り共に西面共に西面「到陽明門間、余門内立南方、内府（公季）立北方、西面例也、諸卿自左兵衛小門鷹行東面可立也」（『御堂関白記』寛弘八年九月五日の条）。
- (21) 又申して云ふ又申して云ふ言上の内容は、外記孝道の実資に対する追従の言か。
- (22) 持ち来る元慶の大嘗会の記文持ち来る元慶の大嘗会の記文寛弘八年九月一日の条及び注記(4)を参照。
- (23) 采女正時原春風采女正時原春風「采女正」（うねめのかみ。うねめのしよウトモ）は、采女司（宮内省に属し、采女の事を司った役所）の長官。「時原春風」（ときはらはのはるかぜ）は平安前期終り頃の能書家。生没年未詳。元慶八年（八八四）叙爵。仁和三年（八八七）七月朝臣姓を賜る。貞観八年僧円珍が太政官より公験（くげん。僧尼の身分証明書）を下付されたが、一、二字書き誤っていたので春風に依頼して書き直させ、内印を申請したといわれる（現園城寺蔵）。字形は整齐にして力あり、清爽明快であるといわれる。
- (24) 内匠寮内匠寮うちのとくみのつかさ。たくみりょう。たくみづか

さ。中務省に属し、宮中の調度の製作、殿舎の裝飾を司った役所。

(25) 膝突ひざつき。宮中で祭祀などの際、ひざまずく時に膝の下に敷いて汚れを防ぐ敷物。薄縁うすべり。布帛・薦こもなどで作った半畳ほどの大きさ（長さ二尺五寸・幅一尺）のもの。

(26) 直すべからざる由を仰す直すは、前条の「曳く」と同義語とみておく。膝突は撤去すべきではない旨を実資は陣官に指示するのである。次条の「直すを聞く」は、「膝突を撤去してもよいか」と外記が実資に質しているのである。

(27) 壇上より参進すべき状を存ずるか膝突に着くことなく、宜陽殿の壇上から、見参等を参進する積りなのか、の意。

(28) 殿上に侍従等無し宜陽殿上に殿上の見参を持ち来たるはずの侍従の姿は無かった、の意か。

(29) 両卿治部卿源俊賢と右衛門督藤原懷平とである。

(30) 即位の擬侍従そくいのぎじじゅう。擬侍従は親王や公卿にとどまらず後の条に見える通り殿上人の中からも選ばれたようである。九月一日の条及び注記(6)を参照。

(31) 而るを然るべきの親王無きに依り、今日四品に叙す無可奏威儀親王、仍華山院親王二所昭登・清仁元服後、未賜品

位、仍授四品、指之（『御堂関白記』寛弘八年九月十日の条）。

(32) 大臣陰陽寮に御禊の日時を勸申せしむ又令勸申御禊日時、来月二十八日、御出時午（『御堂関白記』寛弘八年九月十日の条）。

(33) 疑ふ所のものの中に人給等有るかここを『大日本古記録』「史料大成」ともに「所疑者之中有人給等歟」と作る。今仮にこのように訓んでみた。「人給」は、「にんきゅう」（給田（きゅうでん）のこと）ではなく、「ひとだまい」（院宮の給（いんぐうのきゅう）に同じ）のことをいうか。

(34) 彼の間の文書前条に見える「三代の例」である。

(35) 殿上てんじょう。大嘗会の豊明節会に出演する五節の舞姫には、公卿の娘二人、受領の娘二人が選ばれる。この「殿上」は殿上人の意で、その娘が舞姫に選ばれる二人の受領のことを言ったものか。

(36) 主上礼服を覽る主上覽礼服（主上礼服を覽らんず）と訓むべきか。

(37) 又請加の例有りといへり檢非違使を加補するのである。甘南備保資を檢非違使に補することについては、実資の諒解をとりつけたものと推察して、右中弁は、更に檢非違使の追補の事

を言上するのである。後の九月十三日の「大嘗会の寄人の事」の条を参照。

(38) 美名の注文は、和歌を読ましむべし古地の美名について加えた散文的な注記の文章は、これを歌に詠むことよって、歌枕の如きイメージの豊かな美名にしようというのであるか。

「源兼澄」については、前の九月二日の条及び注記(1)を参照。

(39) 而るを召問せらるる所有り、過状を進むと云々(大江)景理朝臣持来(源)兼澄朝臣過状、是触穢、依立公信朝臣宅也(「御堂関白記」寛弘八年九月十四日の条)。

(40) 女房参入すと云々。御処分有るべし(一条天皇の御遺領御遺物の御処分である。「女房」は、一条主上付きの女房と推される。「御堂関白記」に依れば、御処分の事は、道長奉仕のもとに十二・十三・十四の三日間に及んでいる。

(41) 事を室家の母に寄す(五節の儂姫に選ばれた娘の母親の反対にあつて、その奉獻がかなわないのだと言っている、の意。

「室家」(しつか)は、(儂姫の)いえ。

(42) 左衛門督(権中納言藤原頼通。実資と同格の大嘗会検校である)。

(43) 悠紀の標所は書所の人を宛てられ、主基の標所は作物所の人を宛てらるる(ここを『大日本古記録』『史料大成』ともに「悠

紀標所被宛書所人、主基標所被宛作物所人」と作る。「悠紀の標は書所の人を宛てらるる所、主基の標は作物所の人を宛てらるる所」とも訓み得るかと思うが、前記のように訓んだ。「標所」は、「標の所」か。「標」(ひょう)は、版位(へんい)のことで、これは、朝廷において儀式を執行する時、庭上に参列する群臣の列位を定めるために置いた木の板をいう。「作物所」(つくもどころ)は、天皇家の家政機関の一つで、内裏の南西隅、進物所の西に在つて、天皇家の私的な需要に応じて内匠寮の雑工が、調度類の製造・彫刻・鍛冶などに従つた。他の「所々」と同じく藏人所の管轄下に置かれた。永観二年(九八四)十一月十六日の所充(ところあて)では、藏人頭の藤原実資が作物所別当となつている。

(44) 先日左金吾の消息有り(前条の「先日此の事(作物所の愁文の一件)有り。即ち尋ぬべきの由(前例を尋ねて検討すべきの由)を(左衛門督に)答ふ。而るを指して見る所無し(特に前例とすべきことは無く、これと言つて問題はない)と(左衛門督は)いへり」を受けている。「左金吾」は左衛門督の唐名。

(45) 太子綱末を取り牽かき給ふ(東宮(敦成親王)は、寛弘五年(一〇〇八)九月十一日誕生。同八年(一〇一一)六月十三日立太子。今四歳である)。

46) 三人を寄せらるるの例有り。檢非違使の加補については前条の九月十一日にその事があつたが、更に追補を申請するのである。

47) 今日資平近江・丹波等兼国の事、示送し了んぬ。資平の経歴をみるに、この兼国の事は実現しなかつたようである。

48) 昨日左相府大嘗会の定め奏す。定御禊日装束司並前後次第使、供奉八十二人、御前三十六人者。御堂闕白記寛弘八年九月十五日の条。

49) 日没藏人景理朝臣除目有り。着左仗座、藏人景理朝臣着膝突召我、参、有带刀等除目、任人十八人、奏清書後、付皇太后宮大夫、退出。御堂闕白記寛弘八年九月十六日の条。

50) 当府実資が大将をつとめる右近衛府。次条の「傍府」は左近衛府。更に次条の「左虎賁(左のこほん)は左近衛府の唐名。虎賁こほん。虎賁中郎将の略。「虎賁中郎将」は、近衛中

51) 將の唐名。
52) 彼の日大嘗会の檢校である実資が、兼澄の勘事について、その執り成しを奏聞した、十六日のその日。

53) 今上の一宮(敦明親王)の進退、下官を以つて奏聞せしむべし。この一条は、道長の「命ぜられて云ふ」言葉としては、不審である。

54) 带刀に補するを申さんと欲す。九月十六日の除目に追補するのであるか。直前の注記(49)を参照。

55) 許諾し了んぬ。許すのは実資である。

56) 左衛門督藤原朝臣権中納言藤原頼通。後の「聞こしめし有り」は、三条天皇の自敬表現。

57) とかくを仰すべし。とかくの内容は、直後の「一日(九月十八日)親王参入す。はなはだ幼く若し。儀式に従ふは如何」を指す。

58) 曆上に記書すべからず。大嘗会に係わる雑事は、あまりにも多くて、これの処理に備えて、具注曆にすべてを書きとめて置くことは不可能である、の意。

59) 衙前がぜんか。この語を含む一条の文意不審。
60) 春宮大夫・皇太后宮大夫。春宮大夫は藤原齊信。皇太后宮大夫は藤原公任。

61) これを計るに本府の事を仰せらるるか。御馬騎の者を召勘すべきの勅を伝えるのに、藏人ではなく、実資に係わる同じ近衛の少將をもつてされたのは、この勅勘の事は、近衛府にあててのもの、御判断されてのものであつたのだろうか、の意。

62) 去る夜犬産有るの由、仍つて札を立てしめ訖んぬ。延喜臨時祭式に依れば、「凡触穢惡事、忌忌者、人死限三廿日、

へ自「葬日」始計、産七日、六畜死五日、産三日」とある。また穢の発生した穢所を在所・本所と称し、そこに立札を立てて同座しないように注意した。

(63) 案内を取り仰せ下すべきの由、仰せの宣へ様承る所なり。事の実情をただしたうえて、職事の人を以て伝宣すべきであるという事、また、仰せの趣きは、これを承知致しました、の意。
(64) 申す所然るべし。申す所は、「頭藏人に非ざる他府の將に仰せを伝ふるは如何。案内を取り仰せ下すべし」を受ける。

(65) 拔穂使。ぬきはのつかい。大嘗祭の神饌の料とする稲の穂を抜き取るため、悠紀、主基両国に派遣される使。使は八月下旬それぞれの国におもむき、悠紀田または主基田六段を卜定し、収穫した稲から白酒、黒酒を造る造酒児（さかつこ）以下の人々を定めた。また、稲実殿を建てて稲の成熟を待ち、九月に入ると成熟した稲の穂を抜き取って稲実殿で乾燥させ、籠に入れて国郡司とともに都に持ち帰った。但し、拔穂使は、大嘗祭奉行の年に派遣されるものであり、この時点で、この記事のあるのは不審である。

(66) 穢に依り資平を以て伝へしむるなり。穢は、犬産の穢である。九月二十六日の条及び注記(62)を参照。

(67) 風俗所。ふぞくどころ。大嘗会の悠紀方・主基方にあつて風

俗歌（諸国の民謡、特に東国の民謡が宮廷、貴族社会に採用されて、遊宴などになつたもの）、風俗舞（風俗歌に伴つて歌女（うたいめ）の奏する舞）のことをつかさどつた所。

(68) これ丹波国の解文。「これ丹波国の解文に対する勅答の宣旨」の意。

(69) 主殿首。とのもりのおびと。主殿寮（しゅでんりょう）。とのもりのつかさ。とのもりよう。宮内省の被官。輿輦・蓋笠・帷帳・湯沐等の施設の管理、及び宮廷内における掃除・灯燭・松柴・炭療に関わることを職掌とする）の長官。但し、主殿寮の長官は「頭」である。

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第四編の統稿に当たるもので、『小右記』の寛弘八年（一一〇一）八月と九月、それは記者小野宮右大臣藤原実資の五十五歳の秋に相当する、その二箇月の間の日記の訓読である。

寛弘八年は、六月十三日に一条天皇の譲位のことがあり、これを受けて居貞親王（三条天皇）の受禪、そして即位のことが十月十六日にあつた。従つて三条天皇の即位に伴なう大嘗祭を翌寛弘九年十一月に控えて、日記には、これに係わる記事が多く見える。

なおお本稿は、『紀要・第三十一号』に発表の『小右記訓読稿第四編(一)』——寛弘八年一・二・三・七月の四箇月間の日記の訓読——に継続するものである。前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

頁の平ノ氣量と云ふ所のアあり、この類(一九九九・六・十八)

ア國頼国ともコ諸コ料カ歌カハ、母ノ志勢勢也、大書發卷
 ると東條ノ二語の對カ此を單アテ語支離ヲ發覺セテ、蘇コ人ノ
 キカ宜キカ、まハ、語支離カ蘇アテ語の東條ヲ移カ、其ノコ入
 罪難トコ諸ヤコ白面、黒断カ在る近衛史(そ)ノこの以テの人
 ナルナ其の國コはヨウ、近衛田まハノ北田六親ナシ事ノ
 此を專ルカハ、東條、主基西國コ氣量と云ふ對、増コ八頁下段

對勢對ハゆさののこやハ、大書發の折簡の注コする語の對カ
 コ助カ云ふさの取簡、家内カ專リ助カテハノコ受ける、
 轉申テ兩兼カハ、「申テ兩」カ、「一腹無人コ非カる對情の折簡
 コハカ事、まハ、助カの專カ、此カ事本取テ、ま」カ、の意、
 の実斯カハノコカカテ、專事の人カ以テテ立テテカハカ

案内カ專リ助カテテハカ由、助カの言ハ料本カ預カテテ事
 同事「カハカ」カ「玉意」カ

六親の發主「カ歸南カ吾南、本河カ料」カ、テコ立其立テテ
 白、昨日、(快信)、二十日、六番派五日、(二)日、カカ、ま

式平十一日コ對カテ、日強コカ、此ノ對カる定事カカテ見カ、

十六日コカハ、折カテ三乘天皇の御カコ料カ大書發カ東條

カ受テテ領旨歸王(三乘天皇)の受封、テコテ御カコカ十日

實カ八平カ、六日十三日コ三乘天皇の雜言のことカカ、此ハ

日強の雜言カカ、

宮内大進兼東條の五十五卷の対コ併テテテ、テコ二箇月の間の

「小右記」の實カ八平(一〇一)ハ八日カ、其ハ領旨小使

本辭カ、古日強雜言カの東條の東國の雜言コ並カカカ、ア、

其言ハ「腹」カカカ、

來、東條コ關カることカ專事カする」カ其言、母、主領言カ
 神、高木奉の副端の菅原、又ハ宮内内コハカる頼朝、以家、付

カハカの、カカカ、カカカ、宮内言カ其言、東條、兼カ、神

主領言「カカカ」カハカハカ、主領言「カカカ」カ、カカ、

言」カカ、

此ハ其北國の雜文「此ハ其北國の雜文」カテテテ、領言カ
 其言(テカカカ)カカカ(カカカ)カカカカ、
 其言、兼カカカカカカカカカカ、
 其言(前國の北國、神コ東國の北國カ宮内、實カ其言カ其言カ

The Fourth Volume of the Japanese Reading of *Shoyuki*(2)

Terumi Matsubara

This is the last part of the fourth volume of a research product by a circle of people interested in reading ancient journals. This research presents the Japanese reading of the part of the *Shoyuki* Diary, which covers two months—August and September—in the eighth year of Kanko (1011). The period corresponds to autumn by the lunar calendar. The writer, Minister of the Right Sanesuke Fujiwarano in Ononomiya, was then fifty-five years old.

This is a sequel to the former paper, “ The Fourth Volume of the Japanese Reading of *Shoyuki*(1) ” which was published in the thirty-first volume of *Research Bulletin of Takamatsu University*. Any comments on this research are quite welcome.

(6.18.1999)

高松大学紀要

第 32 号

平成11年 9月25日 印刷

平成11年 9月30日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064